

第 87 回 草津市障害児(者)自立支援協議会 全体会議 (令和 5 年度)

日時:令和5年6月 2 日(金) 午前 9:30~

場所:草津市役所 2 階 特大会議室

I.開会 あいさつ 草津市健康福祉部 永池部長

NPO 法人草津市心身障害児者連絡協議会 園田理事長

II.自立支援協議会について

- ・草津市障害児(者)自立支援協議会の設置・構成 ……P2
- ・草津市障害児(者)自立支援協議会設置要綱及び運営要領 ……P4
- ・構成機関名簿 ……P6

III. 令和 4 年度 活動報告

1. 草津市障害児(者)自立支援協議会(第 82 回~86回) ……P10
2. 令和 4 年度 草津市障害福祉の取り組みについて ……P14
 - (1)草津市障害者虐待について
 - (2)草津市の障害児者相談支援事業
 - ① 計画相談支援事業
 - ② 一般相談(委託相談)支援事業
(地域生活支援センター風、草津市立障害者福祉センター)(挿入資料)…P16
 - ③ 基幹相談支援事業(挿入資料) ……P19
 - (3) 第 3 次草津市障害者計画・第 7 期草津市障害福祉計画・第 3 期草津市障害児福祉計画策定に向けた実態調査事業
 - (4) 地域生活支援拠点等整備事業
 - (5) 孤立化防止事業(挿入資料) ……P28
3. 部会の活動(相談支援部会・子ども支援部会 等)(挿入資料) ……P31
4. 活動報告(活動の集計:挿入資料)
草津市発達支援センター、働き・くらし応援センター りらく ……P35

IV. 令和 5 年度 活動予定

1. 令和 5 年度 草津市障害福祉の主な事業計画について
 - 草津市障害福祉予算概要等について ……P40
 - (1) 基幹相談支援センター事業(挿入資料) ……P43
 - (2) 第 3 次草津市障害者計画・第 7 期草津市障害福祉計画・第 3 期草津市障害児福祉計画策定事業
 - (3) 地域生活支援拠点整備事業
 - (4) 孤立化防止事業
2. 草津市重層的支援体制整備事業
草津市人とくらしのサポートセンター (別冊 資料I.)

3. 令和5年度草津市障害児(者)自立支援協議会の予定

- (1)部会等の体系図(挿入資料) ……P44
- (2)定例会議・研修会(挿入資料) ……P45
- (3)相談支援部会(挿入資料) ……P46
- (4)子ども支援部会(挿入資料) ……P47
 - ・障害児相談支援体制検討プロジェクト
 - ・医療的ケアの会議
 - ・放課後等デイサービス連絡会

4. 湖南圏域のサービス調整会議・部会等の予定……別紙資料なし

- (1)進路部会(高等部卒業後の進路状況等の検討)
- (2)進路部会作業部会(通所系サービスとニーズとの充足状況の検討)
- (3)湖南地域行動障害支援ネット(支援の状況の共有やよりより支援の研修会の開催)
- (4)重度障害者部会(今年度から二つの検討チームが開始)
(施設整備検討チーム／重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム)
- (5)住まいや暮らしの検討部会(休会中⇒廃止)
- (6)就労アセスメント検討会(廃止)
- (7)地域生活支援拠点等の整備に係るプロジェクト会議(年2回程度開催予定)

V. 新規事業所・構成団体や機関の活動予定

VI. その他(別紙資料)

- ・地域アドボケーター(地域相談支援員)の募集(別冊 資料2.)
- ・令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の療養期間などの考え方(別冊 資料3.)
- ・野生のサルの出没情報(別冊 資料4.)

(案内)

令和5年度 今後の草津市障害児(者)自立支援協議会の日程(案)

- | | | |
|-----------------------------------|---------|------|
| ① 令和5年 7月20日(木) 9:30~11:30(定例会議) | 草津市役所8階 | 大会議室 |
| ② 令和5年 9月21日(木) 9:30~11:30(定例会議) | 草津市役所8階 | 大会議室 |
| ③ 令和5年 11月20日(月) 9:30~11:30(定例会議) | 草津市役所8階 | 大会議室 |
| ④ 令和6年 1月18日(木) 9:30~11:30(研修会) | 草津市役所8階 | 大会議室 |
| ⑤ 令和6年 3月21日(木) 9:30~11:30(定例会議) | 草津市役所8階 | 大会議室 |

草津市障害児（者）自立支援協議会

I. 協議会の設置・法的根拠

（障害者総合支援法 第89条の3）

地方公共団体は、単独又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2. 前項の協議会は関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密かを図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

II. 草津市の障害児（者）自立支援協議会とは？

自立支援協議会は、障害児者の地域生活を支援し、障害のある人も障害のない人も共に暮らせる地域を作るため、障害福祉にかかわる地域の関係機関が集まり、個々の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービスの基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

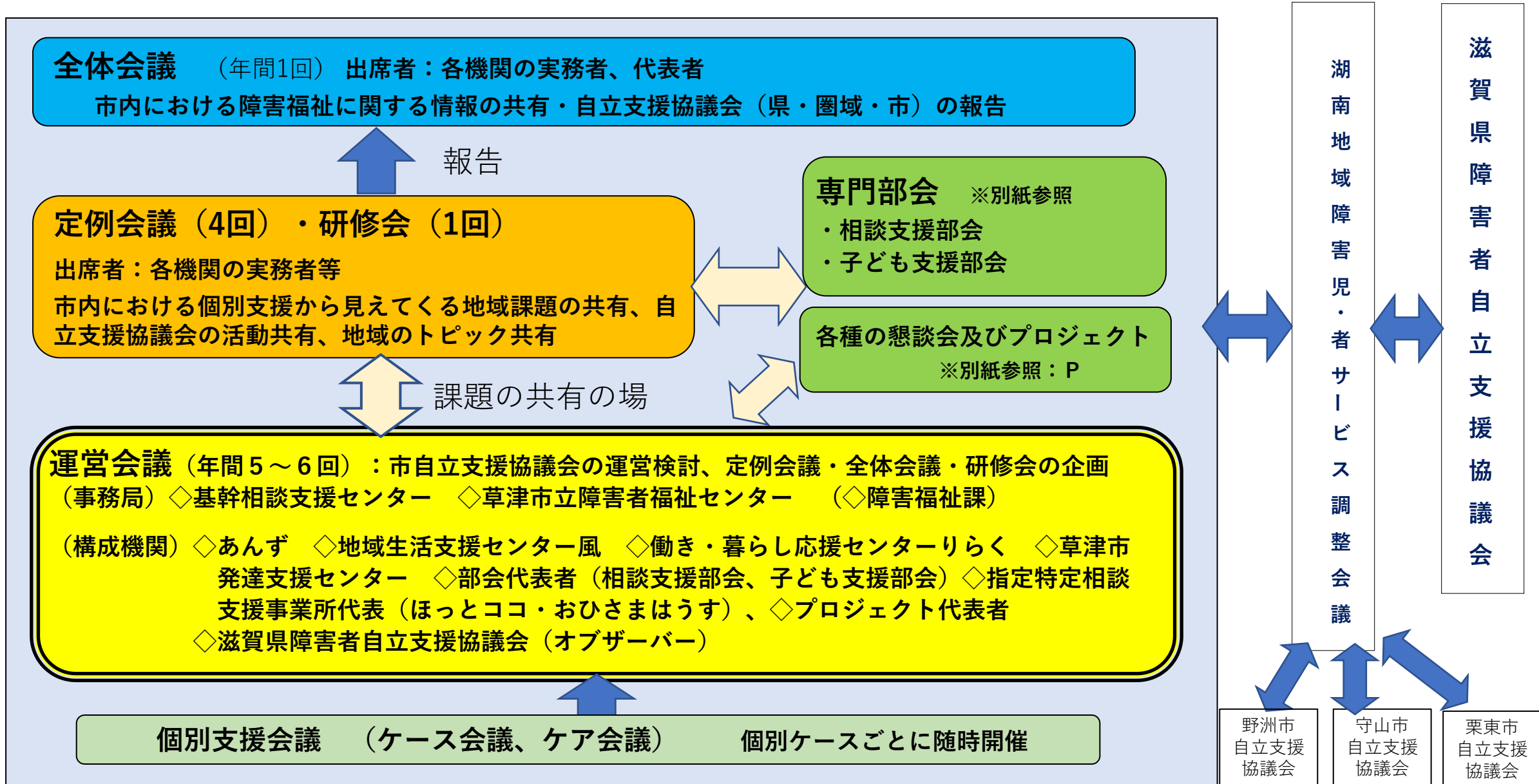
具体的に、自立支援協議会は複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援の中核的役割となっています。

草津市では相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、福祉・保健分野、学校・教育分野、就労分野、権利擁護分野、当事者及び家族等からなる協議会を設置しています。

III. 自立支援協議会の機能

情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信	だれがどのように困っているのか、共有による「わがこと」化
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク ・ 困難事例への対応の在り方に対する協議・調整	あるもので調整できる場合の解決機能
開発機能	・ 社会資源の開発、改善	ないものを作り出すことでの解決機能
教育機能	・ 構成員の資質向上の場としての活用	スキルを向上させることでの解決機能
権利擁護機能	・ 成年後見制度の適切な利用の促進等、権利擁護に関する取り組みを展開 ・ 地域における障害者虐待防止等のネットワークの強化	すべての取り組みの基盤
評価機能	・ 中立公平性を確保する観点から委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価 ・ 重度包括支援事業等・日中サービス支援型共同生活援助の評価	◆ 地域全体への役割を担う委託事業の評価 ◆ 重い障害のある人を包括的に支援する事業者の評価

令和5年度 草津市障害児(者)自立支援協議会の構成（案）



草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 市内に居住する障害児（者）が、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を営むことができるよう、別に定める関係機関が、福祉、保健、医療、教育、就労等のサービスを総合的に調整し、効果的なサービスの提供を図るため、草津市障害児（者）自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、関係行政機関の職員等による訪問または相談活動を通じて、障害児（者）のニーズもしくはサービス供給体制の問題点の把握または課題解決のための検討に関すること。
- （2） 困難事例への対応のあり方に関する協議または調整に関すること。
- （3） 地域の関係機関のネットワーク構築に向けた協議または調整に関すること。
- （4） 提供したサービスの評価の実施または新たなサービスメニューの検討に関すること。
- （5） 関係機関の交流、情報の共有化または学習の場の提供に関すること。
- （6） その他協議会の設置目的を達成するために必要な事業

（組織）

第3条 協議会は、関係機関の構成員で組織する。

（会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）の開催は、2箇月に1回程度を基本として、必要に応じて健康福祉部長が招集する。

- 2 健康福祉部長は、必要があると認めるときは、関係機関の構成員の一部を招集して会議を開催することができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

（委託）

第6条 市長は、第2条各号に掲げる所掌事務、会議および前条の庶務について、その一部または全部を指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業者に委託することができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

草津市障害児（者）自立支援協議会運営要領

（目的）

第1条 この要領は、草津市障害児（者）自立支援協議会における協議を円滑かつ効率的に推進するため、草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱（平成19年草津市告示第16号。以下「要綱」という。）第4条に規定する会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 要綱第4条第1項に規定する会議は全体会議または定例会議とし、要綱第4条第2項に規定する会議は運営会議または部会とする。

（所掌事務）

第3条 前条の会議における所掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

会議	所掌事務
全体会議	要綱第2条各号に規定する事項に関すること。
定例会議	要綱第2条各号に規定する事項に関すること。
運営会議	全体会議または定例会議に関する協議または調整に関すること。
部会	特定の分野に関する継続的な情報共有および地域課題を解決するための検討または調整に関すること。

（事務局）

第4条 会議の庶務は、健康福祉部障害福祉課または子ども未来部発達支援センターにおいて処理する。

2 前項の庶務は、要綱第6条の規定により、指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業者に委託することができる。

付 則

この要領は、平成30年7月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

令和4年度草津市障害児（者）自立支援協議会の議事報告

◆運営員会議

年6回開催：協議事項：定例会議の内容、各部会の活動状況の共有等

月日：5/11(水)、6/14(火)、8/23(火)、10/17(月)、1/17(火)、2/21(火)

時間：13:30～15:00:草津市立障害者福祉センター

◆全体会議、定例会議・研修会の状況

回数・日時・場所	参加者数	概要・テーマ・参加者の意見など
【第82回 全体会議】 令和4年 5月25日(水) 9:30～11:30 草津市役所2階 特大会議室 【全体会議の目的】 年度当初に主に各 構成機関の長（また は実務者）に対して 当協議会の理解と、 福祉の地域づくり の協働を推進する。	(機関) 60/125 (人数) 71人 (スタッフ 含む)	【内容】 1. 自立支援協議会の設置要綱、設置要領、機能、構成図、構成機関 2. 令和3年度の活動の報告と令和4年度の事業方針及び内容 草津市障害児（者）自立支援協議会、基幹相談支援コーディネーター事業、 相談支援部会、子ども支援部会、相談支援体制検討プロジェクト、コロナプ ロジェクト、障害福祉課、委託事業（孤立化防止事業、委託相談）、その他（施 設連絡協議会） 3. 新規構成機関の紹介や希望事業所からの告知 【参加者の意見】 ・視覚障害者は特に情報が届きにくく、孤立化する傾向があり、孤立化防止事 業に絡めて働きかけが必要。相談体制検討プロジェクトには、「児」から「者」 へ移行するにあたってよく知ってもらっている相談員に継続してほしい。相 談体制について継続した検討をしてほしい。また、生活介護事業所は全体的に 増加しているが、強度行動障害に対応できる事業所とのマッチングが難しい現 状があるなどの意見が出た。
【第83回 定例会議】 令和4年 7月8日(金) 9:30～11:30 草津市役所2階 特大会議室 【定例会議の目的】 地域課題、協議会の 活動、地域のトピッ クスの共有 主に各構成機関実 務者に対して当協 議会への参画を要 請する。	(機関) 44/126 (人数) 63人 (スタッフ 含む)	【内容】 1. 前回（全体会議）に対する意見や質問、アンケート結果について 2. 令和4年度の湖南圏域サービス調整会議の予定 3. 基幹コーディネーター事業、相談支援部会、委託事業（孤立化防止事業）、 団体（施設連絡協議会）の報告 4. 【トピックス】「草津市相談支援体制検討プロジェクトの報告」 報告者：河尻朋和氏（副プロジェクトリーダー） (1) 令和2～3年度にかけて検討し令和4年度でまとめた内容の報告。 （内容）草津市の相談支援体制の現状と課題。相談支援体制の3層構造の推 進。相談支援体制の充実に向けた取り組み、専従の相談支援専門員の確保 の目安等。 (2) 各分野からの報告 ・障害児の相談支援体制の課題について（おひさまはうす相談員） ⇒障害児の相談の特性・現状と課題の整理・検討の場の必要性 ・セルフプランの利用者への支援（はたらこっと相談員：主に就労支援事業に 特化した相談支援事業所） ⇒従来A型作業所等の利用者のセルフプランの方への計画相談の導入。支 援ニーズが潜在化している。 ・指定特定相談支援事業所の現状（歩歩、ほっとココ相談員） ⇒独立採算や担当利用者の限度、中核的相談事業所の現状報告等 ・親の立場からの相談支援事業への意見（育成会保護者）

		⇒親の立場での計画相談に対する思い、計画相談の充実を望む等 5. 新規構成機関の紹介や希望事業所からの告知 【参加者の意見】 ・相談支援事業所の実態や課題が良く分かった。まだまだ現状の相談事業は正直ケースワークが弱いと感じる。ネットワークの形成の仕方、制度の理解、本人及び家族状況の理解など、相談員の業務の現状も聞いているが専任の相談支援専門員の確保に向けての具体策を知りたい。 ・しっかりと活動ができるためには専任の相談員配置のための予算化、報酬の在り方を考えてほしい。 ・自立支援協議会でたくさんの意見が出るようになってきて良い傾向と感じている。意見交換をする中でお互いの立場などを理解する場になってほしい。
【第 84 回 定例会議】 令和 4 年 9 月 21 日（水） 9:30～11:30 草津市役所 2 階 特大会議室	（機関） 56／129 （人数） 63 人 （スタッフ含む）	【内容】 1. 前回（定例会議）に対する意見や質問、アンケート結果について 2. 基幹コーディネーター事業の報告：自立支援協議会のホームページ、社会資源の検索の紹介 3. 相談支援部会、団体（放課後等デイサービス事業）の報告 4. 新規構成機関の紹介や希望事業所からの告知 5. 【トピックス】「障害者支援と災害対策」 講師：草津市危機管理課出前講座 橋本啓嗣氏 (1) 障害者支援で災害時の課題や質問を事前にアンケート実施 (2) 講師の話の概要 近年気候の変動、変化があり、雨の降り方が変わってきている。水害、土砂災害が増加。土砂災害は水害と異なり目視による確認、発生場所、時刻予測が難しい。危険性を認識しにくいいため、避難が遅れ、人命にかかわる被害が発生しやすい。水害、土砂災害に備えること、避難確保計画の取り組みを行う。避難確保計画とは水害や土砂災害の発生する恐れのある場合のために利用者の円滑かつ迅速な避難を図る必要がある事項を定めた計画を草津市では令和 5 年度から複数年かけて必要な人に策定する予定。 【アンケートの結果・参加者の意見】 ・利用者や家族は災害時の避難支援計画に対する関心や期待度はとても高かった。一方、危機管理課が進める個別避難計画（制度としての計画）策定は、災害ハイリスク地域の限定した対象者となっている。 ・個別避難計画の対象でない地域の利用者も相談支援専門員は利用者や家族と避難場所や、避難経路、避難支援者などの具体的イメージについて話し合っておく必要があることが分かった。 ・また、危機管理課は避難所（福祉避難所）に行くことだけではなく、安全が確保されるのであれば自宅や親せき宅など自ら選択した場所の決定や日頃から地域の交流を図り支援者を広げておくことなどを紹介。自助、共助、公助の取り組みの整理。 ・精神障害者等対人関係が苦手な障害特性や、様々な理由で近所と交流が持ちにくい場合、近所の人を支援者になってもらう要援護者の登録条件はハードルが高いという意見が出た。 ・地域の民生児童委員の訪問や地域の支援者との日頃からの交流、個別性や状況が異なるそれぞれの障害理解の推進も今後に向けた課題。

【第 85 回 定例会議】 令和 4 年 11 月 16 日（水） 9:30～11:30 草津市役所 2 階 特大会議室	（機関） 44／129 （人数） 54 人 （スタッフ含む）	【内容】 1. 前回（定例会議）に対する意見や質問、アンケート結果について 2. 新しく開業した事業所の紹介 3. 活動報告 基幹コーディネーター事業の報告：障害の課題別懇談会の報告 部会報告：相談支援部会、子ども支援部会の報告 その他の機関：放課後等デイサービス事業の取り組み 4. 希望事業所からの活動の告知 5. 【トピックス】「障害者虐待の防止」 話題提供者：基幹相談支援コーディネーター 草津市虐待防止センター（障害福祉課） (1) 話の概要 ・ 障害者虐待防止の概要、ライフステージと法の範囲、法の目的、定義、類型、考え方、早期発見、早期通報の重要性、障害福祉にかかわる職員の役割、研修の促進。「草津市障害者虐待対応マニュアル（令和 3 年 4 月）」と、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和 4 年 4 月）」の一読と研修の徹底を周知。 ・ 草津市の障害者虐待件数とその傾向の報告。虐待通報件数は増加傾向、施設従事者と擁護者の虐待件数は半々。その中で施設従事者の通報は増加傾向。虐待通報の後調査を実施して会議にて認定を行うが、特に身体的虐待が多い。擁護者は虐待の認識が乏しく支援者からの助言があっても改善しにくい現状もある。（しつけと虐待の違い等の認識） (2) 10 グループでの事例検討・話し合い ・ 暴力は虐待であるという大前提を認識した。組織として虐待を防止する対応の重要性を認識した、等の意見が出た。
【研修会】 令和 5 年 1 月 20 日（金） 9:30～11:30 草津市役所 8 階 大会議室	（機関） 48／130 （人数） 55 人 （スタッフ含む）	【テーマ】「甲賀地域ならではの」の地域生活支援拠点等の整備 ～先に始まっている甲賀圏域の取り組みを聞いて、イメージしてみよう～ 【講師】 甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センター所長菅沼敏之氏 1. 開会 2. 初めに (1) 地域生活支援拠点整備事業の 5 つの事業 (2) 研修会事前アンケートの概要 3. 支援の現場からの報告 ・ 相談員の立場からの緊急対応の経験：ほっとココ ・ 精神障害者支援の相談員の立場からの緊急対応に必要な対応：風 ・ 通所事業所の利用者・家族等の緊急対応事例の報告：きらら北山田 ・ 医療的ケア児の家族の立場から：発達支援センター 4. お話テーマ「甲賀地域ならではの地域生活支援拠点等の整備」 サブテーマ：我が町にあったらいいな。地域生活支援拠点整備とは？ 先に始まっている甲賀圏域の取り組みを聞いてイメージしてみよう。 【話の内容】 国が進める地域生活支援拠点の整備事業は、令和 4 年度は湖南 4 市でプロジェクト会議が 3 回程度招集され、検討が重ねられた。湖南 4 市の施設整備については面的整備として既存の施設を活用して 5 つの事業の内、特に緊急対応の体制と相談員の配置から整備していく予定。今回は令和 2 年度よりいち早くこの事業に取り組んでいる甲賀圏域の実践例を聞いた。研修会前に構成機関にアン

		ケートを実施。そのアンケートの回答では家族等の事情により緊急対応を行った経験があるとした支援者が 25 名あり、関心の高さが伺えた。 甲賀圏域では人口 15 万人の福祉圏域で、障害関係では 50 年を超える歴史を持つ児童・成人の入所施設を抱え、知的障害児・者に対する援護の歴史が古い地域であり、約 30 年にわたる甲賀地域障害者自立支援協議会を軸に官民共同で障害のある方々の地域生活支援の仕組みを作ってきた。 そこで障害種別ごとに 4 つの委託相談支援にセンターを軸に拠点機能を位置付け、10 年以上の支援の経験のある相談員（拠点マネージャー）を各 2 名配置した。さらに緊急対応、体験の場と機会の確保を行い、市町単独事業で予算的補填を創設した。 【アンケート結果・参加者の意見】 講師の話は具体的な事例を交えた内容で分かりやすく、事業のイメージ化ができた。先進地の取り組みを聞いて、我が地域に資源があるのか、拠点マネージャーができるのか、我が町の方向性を知りたい。普段のよくあるボランティア的支援が評価されることで、支援者のやりがいにつながる。個人や家庭、一事業所だけで担うことのないようこの事業が広がってほしい。
【第 86 回 定例会議】 令和 5 年 3 月 20 日（月） 9:30～11:30 草津市役所 2 階 大会議室	（機関） 40／131 （人数） 49 人 （スタッフ含む）	1. 開会 2. 前回の研修会のアンケート結果の報告 3. 委託事業・部会・プロジェクト等の報告 ・基幹相談支援コーディネーター事業の報告 ・相談員部会の報告 ・子ども支援部会の報告 ・新型コロナウイルス感染対策プロジェクト終結の報告 ・放課後等デイサービス事業、医ケア児にかかる実務者会議の報告 4. アドボケート事業の委員の推薦について 5. トピックス「発達障害の理解について（入門編） ～発達障害の特性の理解から始めよう」 滋賀県発達障害者支援センター 相談支援員前田智仁氏 【話の内容】 発達障害は、生まれつき持っている脳の特徴。物事の感じ方や捉え方が異なる。本人の怠慢や家族のしつけが原因ではない。小学校 1 年生で発達障害の支援ニーズの割合は、10 人に 1 人とも言われている。 発達障害の特性は一人一人違いがあり、まずはどんな特性があるのかを知ることが大切。例えばとして文字が歪んで見えるというモデルの体験、音や人の声が著しく敏感に聞こえてきて困る等の具体例を示し当事者の困りごとに共感した。発達障害の特性に合わせた支援者のかかわり方のポイントは「困った人」ではなく「困っている人」と受け止める。当事者は、自分ではどうすることもできない特性に対して叱責や避難を受け、どうしたらいいのかわからず混乱している。 困っている人への支援の第一歩はその困難さに気づいてあげること。（支援の困難さの背景には必ず理由がある）等 【アンケート・参加者の意見】 ・発達障害の理解につながった。もっと理解を深めるために話を聞きたい。 ・支援者として対象者の個別性や支援方法について講師の話に共感した。

令和4年度 草津市障害福祉の取り組みについて

(1) 草津市障害者虐待について

令和4年度	養護者	施設従事者等	使用者	合計
相談通報	14	9	1	24
認定	3	5	0	8
身体的	3	4	0	7
ネグレクト	0	0	0	0
心理的	0	0	0	0
性的	0	1	0	1
経済的	0	0	0	0

【参考】令和3年度

相談通報：12件（養護者5件、施設従事者等5件、使用者2件）

認定：4件（養護者1件【身体】、施設従事者3件【身体2件、経済1件】）

【草津市の傾向】

- 虐待通報については増加傾向にあり、特に支援者からの通報が多い。引き続き、障害児者支援に関するすべての方が、早期発見・早期通報に努めていただきたい。
- 各事業所において、虐待が起きにくい仕組みづくりを検討いただき、利用者に対するきめ細やかなアセスメントにより、支援の質の向上に努めていただきたい。

(2) 草津市の障害児者相談支援事業

①計画相談支援事業

障害福祉サービス等を利用する障害児者を対象に相談支援事業所等によりサービス等利用計画・障害児支援利用計画に基づき支給決定を行いました。

また、計画相談支援事業所に対して、相談支援体制を強化していただくことを目的に体制強化補助金を交付しました。

（令和5年3月末時点）

【障害福祉サービス利用者数】

1,084名（うち、セルフ137名／セルフ率12.6%）

【障害児通所サービス利用者数】

686名（うち、セルフ337名／セルフ率49%）

【相談支援等体制強化費補助金 交付実績】

(単位：千円)

	令和４年度		令和３年度	
	障害者	障害児	障害者	障害児
交付事業者数 (か所)	12	6	8	3
交付金額	6,492	4,613	3,478	4,796

②一般相談支援事業

令和４年度も NPO 法人心身連さん、および医療法人周行会の相談支援事業所「風」さんに、業務委託等を行うことにより一般相談支援事業を実施しました。

③基幹相談支援事業

令和４年度も NPO 法人心身連さんに基幹相談支援事業を委託し業務を実施しました。

（３）第３次草津市障害者計画・第７期草津市障害福祉計画・第３期草津市障害児福祉計画策定に向けた実態調査事業

現計画の計画期間を令和５年度までとしていることから、令和４年度に障害者等実態調査を行い、次期計画を策定するための基礎資料を作成しました。

（４）地域生活支援拠点等整備事業

湖南地域障害児・者サービス調整会議にある地域生活支援拠点等の整備に係るプロジェクト会議において、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）のうち、まずは①と③の機能充実に向けて協議を重ねました。また、自立支援協議会において、先進地事例について研修を行っていただきました。

（５）孤立化防止事業

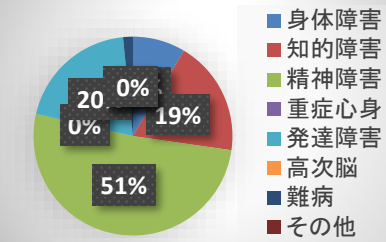
障害者とその家族が地域で孤立することなく生活を送っていくため、孤立を防止する活動を行うとともに、地域で障害や障害者についての理解を促進できるように令和４年度も取り組みを行いました。

令和4年度草津市立障害者福祉センター 一般相談（委託相談）支援

1、令和4年度一般相談利用者数（実数）

	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身	発達障害	高次脳	難病	その他	合計
障害者	16	35	96	0	37	0	3	0	187
障害児童	0	2	0	0	0	0	0	0	2
合計	16	37	96	0	37	0	3	0	189

利用者数



2、令和4年度 相談内容とその件数（のべ）

令和5年4月1日 現在

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
障害種別	手帳種別													
	身体療育	1	1	3	1	6	7	7	7	6	6	7	7	59
	精神自立支援医療	12	8	16	11	15	11	17	10	16	14	19	17	166
	なし	17	19	23	22	26	35	37	33	32	35	40	42	361
	なし	1	2	2	3	2	3	3	3	1	3	2	2	27
	なし	4	2	1	3	0	3	4	3	1	3	4	2	30
	身体障害	1	1	3	1	5	6	7	6	6	5	6	6	53
	知的障害	13	8	16	12	15	11	17	11	16	15	20	18	172
	精神障害	20	22	25	27	29	36	38	36	34	40	46	46	399
	重心	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発達障害	12	8	13	12	13	14	21	13	15	15	16	15	167
	高次脳機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	難病	1	1	2	1	0	1	1	1	0	1	1	1	11
	不明・未確定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

方法	来所	15	18	23	23	21	24	31	27	17	19	22	26	266
	訪問	11	11	23	17	27	23	29	39	43	56	38	49	366
	電話	57	55	74	89	90	114	114	94	108	133	121	96	1,145
	文書の送受	9	1	3	2	7	11	8	6	5	6	10	9	77
	電子メール	5	1	5	1	9	1	4	1	2	50	35	17	131
	FAX	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	6
	個別支援会議	2	1	6	5	5	4	3	2	1	0	2	4	35
	合計	99	87	134	137	159	177	189	169	176	264	232	203	2,026

内容	福祉サービス	8	2	9	12	20	13	18	11	11	27	16	19	166
	入所機能、GH・CH利用	1	0	0	0	0	7	2	0	0	1	0	1	12
	企業就労	11	5	7	2	0	4	2	1	3	11	15	13	74
	福祉的就労	3	4	30	32	15	28	28	24	26	15	11	9	225
	健康・医療・保健	25	34	43	56	70	44	66	85	87	144	130	123	907
	教育・保育	1	7	4	6	1	4	2	1	4	2	0	0	32
	財産管理・成年後見制度	4	0	1	3	9	14	17	11	18	13	9	4	103
	社会参加・余暇活動	11	6	2	3	2	5	3	3	2	3	2	3	45
	障害等の理解・人権	14	7	11	3	10	18	18	13	9	21	29	17	170
	虐待	0	2	6	0	0	1	0	0	0	1	1	2	13
	家族関係・人間関係	6	4	2	3	2	2	2	5	3	3	1	2	35
	生活技術	11	12	11	13	18	32	24	14	14	6	8	5	168
	福祉センター事業紹介	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	連絡調整	8	4	7	3	12	9	7	1	0	18	13	9	91
	合計	103	87	135	137	159	181	189	169	177	265	235	207	2,044

相談人数	34	30	42	39	46	55	61	53	52	57	67	64	600
新規相談（実人数）	6	2	3	3	7	8	7	4	5	3	9	6	63

3. 草津市立障害者福祉センターの一般相談（草津市からの委託）の概況

○令和4年度の一般相談の主な対象者は、前年度から継続支援する74人に、新規の99件を加えた173名でした。新規の方の受任先は、障害福祉課取りまとめ分67名、本人・家族からの連絡6名、相談支援事業所からの移行・並走ケース12名、発達支援センター3名、保健関係機関4名、病院2名、他5名となっており、草津市からの委託先としての役割を果たしています。

なお、相談対象者の障害種別としては、対象者全体に精神障害の方の占める割合が60パーセント以上、新規については70パーセント以上を占めており、医療機関との連携や専門的な相談援助の必要性が高いところです。

○一般相談受任後は、関係機関との合同訪問や面談、認定調査への同行などで、初期面接を行い、定期的な面談やサービス利用への支援へとつなげていきます。

その結果として令和4年度は、19名の方が計画相談に移行してのサービス利用となり、3名の方にセルフプラン策定を支援してのサービス利用となっています。

また、一般相談の内容は多岐にわたりますが、最近の相談内容として、制度利用と並んで、障害年金の受給申請などの相談も多くなっています。

○一般相談の対応の傾向として、複数年にわたり定期訪問や来所面談などを継続する事例も多くあります。その特徴として、過去の経験や対人関係の課題などから、生活面で不安定な方も多い現状ですが、障害者福祉センターで実施する「サロン」「リハビリ」「講座」「当事者活動」などにつながる方もあります。

○一般相談のケースについては、障害者福祉センター内でケース検討を行い、「個別対応事例から見える課題」を整理しており、今後、相談支援部会を通して課題と対応を提起していきます。

＊参考（項目一例）：「ケースから見る課題。見えない課題」―相談支援専門員の視点―

- ・幼少期から障害が認められ、家庭環境の課題もあったが、他の市町で過ごしていたため、本人の状況が把握できていなかった。
- ・支援関係者は成年後見制度の利用を進めているが、軽度知的の人の成年後見についてどう考えるか。将来の姿、支援の方向性として検討が必要である。
- ・虐待事例の対応は、背景を検証することと具体的なフォローが重要。
- ・本人本位の生活を継続したため、セルフネグレクト（化）状態にある。病状進行、生命維持など心配されるが、支援（者）介入、ご本人の受け入れが難しい事例への対応。
- ・「8050問題」は深刻。高齢認知症の父親を障害のある子が介護をせざる得ない現状があった。
- ・ご本人の理解が難しい場合でも、家族の事情で施設等への入所に進める場合もある。ご本人の選択・意思決定をどのように支援するか。
- ・草津市へ転居してきたが、本人に必要な支援（サービス利用、相談など）が届いていない事例。
- ・身近な地域にある機関や社会資源等をどのように活用できるか。新規の方を訪問すると、徒歩5分ほどの距離に、まちづくりセンター、相談事業所・居宅事業所があった。
- ・引きこもりの人への介入方法（相談員）は工夫が必要。

2. 市町村地域生活支援事業（R.4.4.1～R.5.3.31）

1)相談支援事業

来所相談						サロン相談						同行						電話相談						訪問						全相談延べ件数						
	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計
体調面・医療関係	7	4	0	6	1	18	57	2	8	33	9	109	27	61	36	25	13	162	141	166	205	110	20	642	17	52	41	17	2	129	249	285	290	191	45	1060
家庭・家族関係	0	0	1	11	2	14	17	0	0	20	5	42	0	1	1	0	1	3	103	61	39	76	24	303	21	6	8	9	1	45	141	68	49	116	33	407
金銭関係	0	0	0	2	0	2	7	4	1	5	0	17	6	7	12	5	1	31	28	6	21	52	6	113	13	19	5	6	0	43	54	36	39	70	7	206
制度・諸手続	1	0	4	12	1	18	1	0	1	5	1	8	15	13	14	13	5	60	59	40	31	66	13	209	41	40	35	46	7	169	117	93	85	142	27	464
人間関係	0	0	1	1	0	2	2	0	2	10	2	16	0	0	1	0	0	1	10	4	20	7	10	51	2	2	2	2	2	10	14	6	26	20	14	80
日常生活・余暇	5	2	1	10	1	19	49	3	13	28	7	100	5	14	8	18	5	50	142	47	148	102	19	458	28	46	23	28	8	133	229	112	193	186	40	760
作業所利用	4	1	1	3	0	9	6	0	0	1	1	8	6	6	10	7	4	33	64	56	48	26	7	201	18	11	20	8	2	59	98	74	79	45	14	310
風利用関係	3	0	1	2	1	7	7	3	6	15	5	36	0	0	0	0	0	0	44	77	54	57	15	247	1	2	5	2	0	10	55	82	66	76	21	300
関係機関・社会資源	2	0	1	7	1	11	5	1	0	7	8	21	2	3	2	4	3	14	13	16	17	32	4	82	8	11	10	5	6	40	30	31	30	55	22	168
社会参加・ボランティア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	1	6
就労	2	1	1	5	0	9	12	2	1	1	4	20	2	0	1	0	2	5	18	21	2	7	1	49	1	1	0	10	0	12	35	25	5	23	7	95
心理的不安	3	2	1	5	0	11	16	2	1	15	1	35	1	0	0	0	0	1	136	238	99	99	19	591	11	17	3	7	4	42	167	259	104	126	24	680
状況確認	6	1	6	17	1	31	2	1	0	4	4	11	0	1	1	1	0	3	64	85	78	51	19	297	235	113	159	129	26	662	307	201	244	202	50	1004
その他	1	1	0	2	4	8	45	2	2	5	4	58	3	0	2	2	0	7	126	32	100	77	26	361	4	1	4	8	6	23	179	36	108	94	40	457
計	34	12	18	83	12	159	226	20	35	151	52	484	67	106	88	75	34	370	950	849	862	763	183	3607	400	321	315	277	64	1377	1677	1308	1318	1349	345	5997
	21%	8%	11%	52%	8%		47%	4%	7%	31%	11%		18%	29%	24%	20%	9%		26%	24%	24%	21%	5%		29%	23%	23%	20%	5%		28%	22%	22%	22%	6%	

《相談支援活動のまとめ》

①相談支援内容について

・昨年度と比較すると、コロナ禍の中でサロンは閉所せず運営してきたが、来所相談は減少したままである。一方でサロン相談は増加しており、サロンに来てから「ちょっと話を聞いてほしい」と相談を受けることが多くなっており、気軽に相談できる先としてのニーズが高いことがうかがえる。また電話相談の中でも圏域外の数が増えており、今年度は圏域外に転居された方の転居先の支援機関につながるまでの関りも多かった。全相談の延べ件数としては前年度とほぼ同数値であった。

・相談の実人数は297人、昨年度より8人減少している。担当を付けない単発的な相談が少なかった。またその内、担当を付けて個別支援をしているのは280人、昨年度より12人増加している。計画相談はその内の192人である。個別ケースの中には、ご本人だけでなく家族全体に支援が必要なケースも増加しており、教育機関や介護保険事業所、子育て支援センターなど、ご家族の支援機関と連携することも多くなってきた。困難事例と感じるケースも多く、ケースによっては行き詰まり感や緊急対応が必要など専門的な知識も必要とされ、各相談員やチーム全体が疲弊してしまわないよう、今後さらに行政や関係機関と密な連携が必要と感じている。

・アウトリーチ事業は予算はついていないが継続している。現在対象ケースは8名。病状が重く入退院を繰り返す、治療が途切れがち、地域トラブルの経過有、ひきこもり、既存サービスに繋がらない等一般的な支援では地域生活が困難なケースに対し、多職種で根気強くアウトリーチ支援を継続している。

②家族への相談対応（件数と主な内容）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
102	89	39	63	20	313

- ・制度手続き
- ・本人抜きで相談がしたい。
- ・最近の様子はどうか(遠方、別居家族)
- ・本人との関わり方
- ・地域トラブルへの対応
- ・家族自身のストレス傾聴
- ・緊急対応
- ・虐待

・家族への対応は昨年度と比べ93件増加した。ご本人を支援する上でご家族からの相談を受けることや、ご家族に支援が必要なケースなど家族問題が複雑化していることも多くあり

③個別支援会議参加状況

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
105	70	79	81	25	360

④相談支援対象者について

相談者実人数（担当ではない単発的な相談を含む）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
75	50	72	70	30	297

個別支援実施者（担当を付けて継続的に支援している方）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
74	50	70	65	21	280

計画相談対象者（R.5/3末現在）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
51	37	52	41	11	192

（相談形態ごとの実人数）

	来所	サロン	同行	電話	訪問
草津市	12	12	29	52	63
栗東市	8	5	23	42	41
守山市	18	11	23	53	55
野洲市	20	25	22	47	46
圏域外	12	13	5	21	16
計	70	66	102	215	221

674

訪問や同行で支援しているケースが多い。

令和4年度活動報告

湖南地域働き・暮らし応援センター ‘りらく’
(障害者就業・生活支援センター)

1. 当センターの令和4年度年間活動実績

①相談件数（年間件数：6,821 件）

※その他障害に計上している件数については、診断は付いているが、障害者手帳未所持の方の件数となります

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	その他				合計
					発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	
来所	23	468	586	70	30	0	0	40	1,147
オンライン・電話・電子メール等	169	1,619	1,621	136	51	0	0	85	3,545
職場訪問(定着支援、職場実習支援を含む)	45	700	359	25	4	0	0	21	1,129
家庭・利用施設への訪問	9	37	2	0	0	0	0	0	48
その他※	42	481	399	30	7	0	0	23	952
合計	288	3,305	2,967	261	92	0	0	169	6,821

②登録者状況 登録者 1,534 名（うち令和4年度登録 80 名）

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害	その他の障害				合計
		(うち重度)		(うち重度)			発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	
在職中	72	39	368	6	245	45	17	1	1	26	730
求職中	76	43	250	6	417	57	23	3	1	30	800
その他	1	1	0	0	1	2	2	0	0	0	4
合 計	149	83	618	12	663	104	42	4	2	56	1,534

※上記のうち、草津市在住の登録者状況

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害	その他の障害				合計
		(うち重度)		(うち重度)			発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	
在職中	13	9	128	3	92	16	5	1	0	10	249
求職中	27	16	91	3	165	20	7	1	0	12	303
その他	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1
合 計	40	25	219	6	257	37	13	2	0	22	553

③今年度登録者（80 名）の相談経路

①ハローワーク	5
②地域障害者職業センター	4
③特別支援学校	15
④就労移行支援事業所	6
⑤上記④以外の福祉サービス事業所	6
⑥福祉事務所、市町村役場等行政機関	12
⑦直接利用（家族を含む）	24
⑧上記以外 ※	8
合 計	80

※「⑧上記以外」の具体的な利用経路
相談支援事業所、医療機関、高等学校、大学、
専門学校、他圏域就業・生活支援センター等

④職場実習（トライワークなど）の実施件数…82 件（内トライワーク 68 件）

⑤一般事業所への就労件数…88 件

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害	その他の障害				合計
		(うち重度)		(うち重度)			発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	
一般 (30h~)	1	0	36	0	23	2	1	0	0	1	62
短時間① (20-30h)	1	0	7	0	10	1	0	0	0	1	19
短時間② (-20h)	1	0	1	0	4	1	0	0	0	1	7
合 計	3	0	44	0	37	4	1	0	0	3	88

⑥職場定着支援について（令和3年度実績より～就職件数 76 件を対象）

令和2年度の就職実績

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害	その他の障害				合計
		(うち重度)		(うち重度)			発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	
一般 (30h~)	4	3	27	1	22	1	0	0	0	1	54
短時間① (20-30h)	2	1	2	0	7	1	1	0	0	0	12
短時間② (-20h)	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	10
合 計	9	4	31	1	34	2	1	0	0	1	76

令和2年度の就職件数のうち1年経過時点の定着件数および定着率

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害	その他の障害				合計
		(うち重度)		(うち重度)			発達障害	難病	高次脳機能障害	その他	
在職者数	8	4	24	1	26	2	1	0	0	1	60
定着率	88.9%	100.0%	77.4%	100.0%	76.5%	100.0%	100.0%	-	-	100.0%	78.9%

⑦まとめ

- 障害者の雇い入れに関する事業主支援は、増加が続いている。令和 6 年度～8 年度にかけて法定雇用率の引き上げが実施される予定であることから、今年度もその傾向が続くと思込まれる。障害のある方の就労支援においては、障害者を企業に送り出す就労支援機関のスキルを底上げしていくことが必要であることはもちろんであるが、企業においても、障害に関する理解を深め、雇用後のサポート体制を充実させる取り組みが重要であるとする。今後当センターにおいては、地域の支援者や事業主を対象とした就労支援・定着支援に関する研修の機会等も積極的に提供していきたいと考えている。
- 新規登録者数は 80 名、前年度と比較すると、ほぼ横ばいの数値となった。相談者の傾向としては、家族関係や金銭問題、医療受診や住居に関する困りごと等、複雑な課題を抱えるケースが増えている。センター職員の人材育成を図りつつ、就労・生活支援にかかる関係機関同士のネットワーク構築の強化を進めていきたいと考えている。
- 職場定着に関しては、精神障害者の定着率が他の障害よりも低い数値となっている。要因のひとつとして考えられるのは、障害の特性として症状や気分に変化が生じやすく、安定して週 20 時間以上の勤務が難しい点である。現行の制度では週 20 時間の労働時間以上の者でないと雇用率の算定とすることができない為、週 20 時間以下の勤務になる場合は、企業側は雇用の維持が難しくなるケースが多い。これについて、2024 年度より週 10 時間以上 20 時間未満で雇用した障害者も雇用率において算定できるようになる改正法が施行されるため、短時間労働者の雇用拡大を期待しているところである。
- 圏域内に 11 か所ある就労移行支援事業所間のつながり作りを目的に取り組みを開始した就労移行支援事業所連絡会においては、年間 3 回の会議を実施し、情報交換や各移行支援事業所の視察等を行った。また、9 月には、この連絡会を実行委員として、特別支援学校に通う生徒の保護者を対象に、就労移行支援事業所合同説明会を開催した。集客や情報周知等に課題がみられたものの、参加者や特別支援学校の教諭等からは概ね好評をいただくことができ、地域の就労移行支援事業所の情報周知には一定の成果があげられたのではないかと感じている。合同説明会は継続開催の希望が多く寄せられたため、今年度も開催する予定である。

令和 4 年度基幹相談支援コーディネーター事業 年度まとめ

1. 令和4年度の主な活動と次年度の方向性について

(1)総合的・専門的な相談支援の実施

(ア) 障害の種別や各種ニーズに対応できる相談窓口として、総合的・専門的な相談支援を実施

- ・令和 4 年度は市内に一般相談の専任相談体制が整い、相談の 3 層構造(指定特定相談、委託相談、基幹相談)により、基幹が対応する相談のすみわけができた。
具体的には、養護学校の卒業後の支援や進路移行会議の進め方の検討、病院からの相談、地域包括支援センターとの連携、他圏域の相談機関などからの相談や関係機関会議への出席等が増えた。
- ・指定特定相談支援事業所からの相談は、多くは社会資源の問い合わせ、介護保険への移行対応や医療依存の高くなったケースの支援の方向性などの相談があった。
- ・会議では、障害福祉の立場で社会資源、制度の説明や支援に関する意見、他機関との連携の現状に関する説明を行った。

⇒次年度 市または指定特定相談事業所の困難事例に対するアドバイザー業務
基幹相談支援センターの相談窓口としてのさらなる周知の徹底
関係機関とのつながりの強化、会議への参画等

(イ) 新規ケースの緊急的な相談支援及び地域の相談支援事業所への引継ぎ

- ・一人職場の相談員が退職し相談支援事業所が閉所に至り、他の事業所に受け入れてもらう調整を支援した。また、法人内の職員の退職等による異動に連動して相談員の移動があり、新規ケースの受け入れが 1 年中断した事業所もあった。
- ・市全体の新規ケースの受け入れは限定的にしか進まなかった。相談事業の安定のため相談員の複数配置は継続した課題である。
- ・発達支援センターは 18 歳までの計画相談を担当しているため、高等部を卒業する時点で「者」の事業所に引き継がなければならない。例年卒業生の計画相談事業所への引継ぎは十数名となり、新たな相談支援事業所を調整するのは容易ではない。
- ・今年度は草津養護学校から卒業後の計画相談事業所の移行にあたり、11 月から基幹で試行的に受任調整を行った。このことで、進路移行の生徒の計画相談をどのように「者」の事業所につなぐかを、養護学校、発達支援センター障害福祉課と基幹の間で確認する事ができた。

⇒次年度 緊急対応支援業務
新規ケースの指定特定相談支援事業所への受任調整
セルフプランコーディネート業務

(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組みに関すること。

(ア) 地域の相談支援事業所への専門的指導・助言

- ・指定特定相談支援事業所の巡回訪問を今年度も継続実施した。(3 年目)草津市相談支援体制検討PJの報告書を説明し、相談支援体制の充実と相談の 3 層構造の機能として基幹の活用を呼び掛けた。
- ・相談支援事業所の一部では計画相談の利用者数を増やし、適切なモニタリング回数と加算の活用、草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金の活用で好循環の運営ができている事業所も確認できた。
- ・一方、各指定特定相談事業所の現状は母体の法人の都合が大きく影響し、相談業務以外の法人業務の兼務のために、受任制限をしている現状が少なくない。また一人職場では社会資源や、支援方針の相談機能が不足している現状は続いているが、基幹への電話相談や支援会議への同席依頼は伸びている。

⇒次年度 市内相談支援事業所に対しての訪問活動、相談員のバックアップ

各関係機関との連携強化のための訪問活動 等

(イ) 相談支援従事者等の人材育成

- ・市の中核的な相談支援事業所であるほっとココの支援力の向上を目的に相談員会議を活用し事例検討の定着化を基幹から提案した。結果的には毎週 1 回の相談員会議設定ができない月や、事例検討の準備が整わなかった等の課題は残ったが、事例から学びを得ることができた。
- ・相談支援事業所への研修は相談支援部会を活用し、虐待防止研修や介護保険制度と障害福祉サービスの制度間の調整、要支援者に対する個別避難計画の作成に関する業務の説明を受ける等の研修を開催した。そのほか、障害福祉担当者から障害福祉サービスの組み立てや過去の個別のレアなサービス調整の支給決定事例等について研修を行った。
- ・開設して間がない指定特定相談支援事業所（ぽアソ、アザレア、栄寛）へのフォロー事業を開始した。事業開始にあたり、各事業所の現状やどんな支援を希望するか等懇談を行った。
- ・相談体制検討プロジェクトの報告書の周知と積極的な取り組みのため、巡回時は相談部門の管理者や法人の代表に同席を依頼し、相談員の専任化や複数配置に向けて、母体の組織に働きかけを行った。

⇒次年度 市内相談支援事業所の人材育成を目的とした研修会や情報交換会
新規事業所や新人相談員の後方支援（相談支援フォローアップ事業等）
相談事業所の管理者との懇談会の開催 等

(3) 自立支援協議会等の運営等に関すること

(ア) 市自立支援協議会の事務局、部会等の運営管理

- ・今年度から事務局を担当。定例会では構成機関からの各事業所等の活動紹介、関係資料の配布等の機会を持ち、協議会を有効に活用できるよう工夫をした。
- ・自立支援協議会の構成機関が 1 年間で 6 機関（125 機関から 131 機関）増加し、協議会に対する関心がうかがえる。
- ・地域課題の把握のため、事務局主催で重症心身障害児者、発達障害、強度行動障害等の支援者を対象に 3 つの課題別懇談会を実施した。また、施設連絡協議会、放課後等デイサービス、就労支援機関の担当者懇談会などの関係機関に出向き、現状把握に努めた。
- ・これらの懇談会で把握した障害福祉サービス制度の現状や利用者ニーズとの差異、新たな支援システムの構築の必要性等を把握することができた。

⇒次年度 重度心身障害児者の入浴の機会の増加の対応・行動障害のある方への専門的支援の充実等、地域課題を検討するための工夫や意見交換⇒部会や懇談会の開催
子ども支援部会への参加運営：（例）発達支援センターとの連携
課題別懇談会やプロジェクト等の開催

(イ) 湖南地域障害児・者サービス調整会議、部会等への参加及び運営協力

- ・湖南圏域サービス調整会議に出席した。課題には、各市で検討できるもの、圏域で検討した方がより効果が見込まれるものがあるが、広域での取り組みのメリットを反映できるよう、当市の地域課題を圏域の自立支援協議会へ提案し、検討の場の活用の推進に努めた。

⇒次年度 サービス調整会議への参加運営：（例）生活支援拠点整備事業の開始への協力
行動障害ネットへの参加等。
サービス調整会議の部会への参加運営

(ウ) 滋賀県自立支援協議会部会等への参加及び運営協力

- ・滋賀県障害児者自立支援協議会で開催される会議（4 回）の他、そこでのつながりで高島市、甲賀市、

守山市、大津市等に視察に行き、先行事例を学んだ。

⇒次年度 滋賀県自立支援協議会への参加、基幹相談支援センター会議への参加により国や県、他圏域の情報や実践事例、先行事例等の情報の収集等

(4) 社会資源の活用支援に関すること(社会資源の開発・強化)

・社会資源のパンフレットの追加修正、ホームページに自立支援協議会の記事掲載、新規のグループホームの見学などにより情報発信した。

⇒次年度 社会資源の情報提供業務

社会資源のニーズ調査、社会資源に関する課題整理

住居確保支援業務に関する実態、連携の課題の把握 等

(5) 権利擁護・虐待防止に関すること

(ア) 受理会議への参加・助言・情報提供

・虐待事例の検討会議に参画。虐待対応は至急の対応が求められるため優先的に対応した。

⇒次年度 受理会議への参加・助言・情報提供

(イ) 被虐待者、養護者への支援体制のフォローアップ

・養護者による虐待の事例について、一般相談、計画相談の担当相談員と連携して家庭訪問、面談、支援の検討会議に出席し担当の支援者と連携し再発予防のフォローを依頼した。

⇒次年度 虐待事案における支援体制の構築、フォローアップ及び報告業務

(ウ) 虐待防止に関する啓発・研修の企画・運営・講師

・自立支援協議会の定例会で防止研修を開催(1回)、湖南圏域の相談員のネットワーク部会、相談支援部会では大津市虐待防止センターあさがおを招いて研修。草津市立障害者福祉センターで職員向けに2回研修を開催。特に重度障害者の拘束について活発な意見が出た。

⇒次年度 権利擁護・虐待防止に関する研修会の開催

(6) 地域移行・地域定着の促進の取り組みに関すること

・精神障害者にも対応した地域包括的ケアシステムについて草津市、保健所の取り組みに協力した。大津市障害者自立支援協議会の研修に参加し、事業の推進のイメージを深めた。

・入退院支援の取り組みを推進するため、湖南病院、県立精神医療センターに出向き、病院スタッフと懇談会の実施し、必要時のスムーズな入院支援、入院期間、退院調整、クライシスプランへの活用等互いの協力体制について意見交換を行った。

・地域移行地域定着支援の視点で1年間のまとめの作成。

⇒次年度 地域移行・地域定着の関係機関との連携・強化を図る

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備業務

(7) 地域生活支援拠点に関すること

・湖南圏域の地域生活支援拠点等プロジェクト会議に参画。

・基幹では研修会に先立ち、先進地の甲賀圏域の視察に出向いた。

・自立支援協議会の研修会では甲賀市・湖南省基幹相談支援センター所長を講師に招いて、草津での今後の体制についてイメージ化を目指した。

⇒次年度 地域生活支援拠点等整備に向けた支援業務

令和4年度 課題別懇談会の実施

- 障害福祉の課題は、障害福祉の対象範囲が幅広い！
- 乳幼児期から高齢期まで長いライフステージ！
- 相談支援部会での課題の共有をもっと活発に！



自立支援協議会の定例会が、当事者も支援者も一層
「我が事」として実感できる会議にするために。



課題が似ている、関連している機関等
による懇談会をして現状を聞いてみよう。

〇〇。

1. 重度心身障害児（者）の支援者懇談会

○懇談会の目的

関係機関の支援ネットワークの強化と、各支援機関の支援の現状や課題を把握し、解決に向けた継続的な検討の場の必要性について検討する。

（部会やプロジェクト化などの必要性）

○開催日 令和4年8月25日（木）10:00～11:30

○出席者

重度心身障害者通所事業所（生活介護）かなえ、ピアーズ、デイサービス事業所、発達支援センター（医療的ケア児コーディネーター）、相談支援事業所（ほっとココ）

2. 重度知的障害を伴う発達障害の支援者懇談会

○懇談会の目的

関係機関の支援ネットワークの強化と、各支援機関の支援の現状や課題を把握し、解決に向けた継続的な検討の場の必要性について検討する。

(部会やプロジェクト化などの必要性)

○開催日 令和4年9月27日(木) 13:00～14:30

○出席者

県発達支援センター(桜井氏、宇野氏)、生活介護通所事業所(スマイル草津、にぎやか塾、)、行動援護居宅支援事業所(スマイルフレンズ)、相談支援事業所(歩歩・ほっとココ)、草津養護学校(進路)

3. 重い知的障害を伴わない発達障害の方の支援

○懇談会の目的

関係機関の支援ネットワークの強化と、各支援機関の支援の現状や課題を把握し、解決に向けた継続的な検討の場の必要性について検討する。
(部会やプロジェクト化などの必要性)

○開催日 令和4年9月5日(月) 10:00～11:40

○出席者

滋賀県発達障害者支援センター、草津養護学校(進路)、草津市発達支援センター、働き・暮らし応援センターりらく、就労移行支援事業所(デイキャリア)、放課後等デイサービス(ユニコ青地、青空)草津市立障害者福祉センター(引きこもり支援事業担当)、計画相談事業所(ほっとココ相談員)

1. 重心 懇談会 支援の現状・出席者の声(1)

①医療的ケア児の保護者支援

- ・生後半年前後で退院した母子を、医療的ケア児コーディネーターなどが訪問し、在宅支援を行う。
- ・保護者（特に母親）は、子どもの障害受容と在宅介護の見通しがなかなか持てないため、訪問を継続しながら福祉サービスの導入などを行いよりそう。
- ・特に母親は対象児と共に孤立してしまいがちのため、適度なタイミングで、通所の児童発達支援等で、計画相談につなぐことが重要。

④障害児（者）の入浴機会の少なさ

- ・18歳以下の子供の入浴支援は訪問入浴の利用ができない。
- ・ヘルパー利用も18歳の入浴支援には認めてもらいにくい。
- ・生活介護で入浴がないところも多く、センターのデイサービスが入浴支援が受けられるサービスになっている。
- ・センターのデイサービスでは待機があり、18歳以下の待機者が数名おられる。
- ・重心の児も者は、保護者の入浴の負担は大きく、入浴プロジェクトを設置して集中的に検討をして、提案していくほうが良い。
- ・ピアーズの近くに生活介護ラベンダーができ、ピアーズで入浴ができないので、組み合わせで入浴ができないかと思うが、草津市の場合は自宅時外での入浴支援は認められていない現状。自宅以外での入浴に福祉サービスの決定が出るようになってほしい。
- ・訪問入浴の回数制限の撤廃。訪問入浴の事業所選択制の導入希望の声が多い。

②障害児の居宅支援の利用

- ・18歳以下の場合は入浴も通院介助も親が中心にすることが前提になっているので、ヘルパーの支援が受けられにくい。リハビリの頻度も高く、通院介助で支援を希望される方もある。

③3年後の重心児の対象者の増加

- ・現在中3の重心児がその年だけ対象者が一時的に多い。ピアーズ、かなえ、たいようなどの生活介護の受け入れが厳しくなることが予想される。
- ・2026年に向けて、これらの施設を含めて生活介護の調整を今から予測して現在通所している人も含めて調整に取り組む必要がある。

⑤生活介護利用後の障害福祉サービスの少なさ

- ・養護学校卒業後は、生活介護に通所する方がほとんどであるが、生活介護の終了の時間が3時半から4時で、そのあとに日中一時支援事業などの今までとは違う福祉サービスを利用する必要がある。
- ・保護者も就労を続けることが困難になる例もある。
- ・18歳の節目のサービスの変更（放課後等デイサービスから日中一時支援事業等への変更）が存在する。
- ・放課後等デイサービスの事業所が日中一時支援事業を両方実施している場合はそのままサービスの変更のみで、慣れた事業所に通所することができる。（他市の例）
- ・両方には単価の違いがあり、放課後等デイサービスの単独の事業所では困難の場合が多い

2. 重度知的障害伴う 懇談会 支援の現状・出席者の声(1)

①行動障害の方への支援スキルの向上

- ・強度行動障害の方への支援は、「強度行動障害者研修」を受けたからとすぐにできるものではなく、職場でのOJTの積み重ねが重要。
- ・居宅介護支援事業所の業務のほか、強度行動障害者の支援者支援も含めて職場でともに良い支援を考えるためのコンサルテーションを行っている。
- ・県発達が行うものや民間のコンサルテーション事業など、外部の支援を活用し支援スキルの向上が重要。
- ・虐待防止対策の推進につながる。

④事業所間の交流、研修、視察等

- ・生活介護の事業所は増えたが、利用者の特性や環境問わず、利用に結びつかない方も一方でいる。
- ・進路移行でのマッチングでは、望むところに行けず、最後はどこでも行けるところがあればと妥協してしまう。
- ・職場の研修でコンサルテーションも活用した。一方ではパートの職員も多く周知が難しい。できるだけその場で伝えるようにしている。
- ・以前と比較して、業務が複雑化したり、個別支援計画の作成によってより良い支援の取り組みのはずが一方で自由な発想や工夫がしにくくなっている。支援をあれこれ調整してうまくできた支援を共有できる風土が職場から薄くなりやりがいを感じにくくなったように感じる。こういうことが職員の定着に影響すると思うが、
- ・草津市内のこじんまりとしたスケールで互いの事業所の交流や視察など行えたら良いな。
- ・圏域の行動障害ネットの活用もしながら、こういう懇談会も希望する。

②専門的スキルを持った職員の人材育成

- ・人材が定着しにくい傾向。スキルの向上には積み重ねが必要。
- ・研修と実践を重ねた中堅は管理的な部門に配属されて現場のフォローができにくい現状もある。パート職員への件数の周知。

③人材確保と財政支援

- ・職員の定着が難しい。
- ・多機能でかつ40名近い利用者が通所しているが、職員の配置も2対1の加算を取って配置しているが、職員の不足感している。
- ・職員の雇用をするための補助金は、新規職員1名につき3年の有期限で申請する対象者がいなくなり補助金もなくなったが、何らかの人件費補助の継続をしてほしい。

⑤家族支援・家族の介護負担と余暇時間の対応

- ・行動障害を有する方の家族は介護に疲弊している人が多い。とにかく外へ出るサービスを希望される。
- ・体格の大きな成人の行動障害の介護は在宅で介護する親の負担が大きい。
- ・保護者も疲弊すると、よりよい支援への取り組みであっても変化をとまなうことを予想して支援や助言をシャットダウンしてしまう家庭もある。
- ・放課後等デイサービスのような成人版で、長時間滞在型で支援できるような仕組みが欲しい。長時間にわたって行動援護で出歩く限界がある。
- ・行動援護は利用の制限が大きい、余暇時間のサービスの調整はパッチワークの組み合わせをするよう。現実に即した利用制限の緩和を。

3. 知的障害伴わない 懇談会 支援の現状・出席者の声(1)

①専門機関の相談 満杯で予約して待機

(県発達・市発達支援センター)

- ・県発達支援センターの1か所の相談から、キーパーソン研修を終了した相談員が草津市発達支援センターで相談へ。
- ・しかし相談は予約が一杯で約1か月待ち。(大人の発達相談)
- ・個別相談をしてもあまりサービスにつながらず、引きこもりになっている人との連携がうまくいっていない。

③就労支援の現状

- ・就労支援をしている中で発達障害の方の割合が高い。
- ・発達障害の診断を受けていない方の場合、障害受容がないと企業側にも障害特性に応じた配慮のお願いが伝えにくくうまくいきにくい。
- ・本人の発達特性の理解、企業側の理解の促進、本人と相談員との関係性の構築をそれぞれに丁寧にしなければならない。
- ・障害特性を配慮が不足すると企業側の支援がうまくいかず、支援員も精神的な不安全感が強くなりやすい。
- ・卒業後すぐに一般就労でよいのか相談しながら、就労移行などの訓練機関の効果的な活用。

②計画相談での生活相談のニーズの高さと現状

- ・就労継続支援A型を利用している人を中心に計画相談支援事業所を立ち上げたが定期的にモニタリングで出会って話を聞くと相談のニーズは高い。
- ・一般就労の方のセルフプランの方を、計画相談で継続的に支援をすると、様々な生活相談が出てくる。(ギャンブル依存、金銭管理など)
- ・学齢期の場合、学校と親との関係性がうまくいかないケースもある。(親の思いと学校での支援の共有ができない)
- ・相談員自身が発達障害やその特性理解が追いついていない。自信がない。
- ・意思疎通が難しい場合や、支援者を拒絶してしまうこともある。

④本人・保護者への情報提供の不足

- ・放課後等デイサービスには小学校1年～高校3年生まで利用。医療的ケア児も通所している。放デイができる親子への手助けをもっと活用してほしい。
- ・子どもの支援と親の支援もしている中で、就労、学校、進路など相談を受け、関係機関と連携している。
- ・放課後等デイサービスの職員の発達障害の理解はまだ不十分。
- ・本人・保護者が適切に支援につながるために情報提供が大切。しかし、情報の届け方が十分ではない。支援機関も横の情報がとりにくい現状がある。情報発信の方法や内容に工夫が必要。
- ・ホームページに掲載された放課後等デイサービス空き情報の活用等。
- ・就労移行支援事業の利用についてメンタルクリニックからの紹介や、本人からの問い合わせがある。情報収集力が重要。

3. 知的障害伴わない 懇談会 支援の現状・出席者の声(2)

⑤ 学校での支援

- ・発達障害の支援と不登校の支援とが重なることがある。
- ・不登校の生徒は多くないが、それぞれ異なる背景があり課題が大きい。
- ・地域の学校から養護学校に進学や編入してくる生徒もしんどい課題を有している。
- ・支援の最初は、信頼関係を築くことからスタートすることが多い。
- ・高等部での3年間が信頼関係構築の段階で終始することもある。
- ・小学校中学校での丁寧な支援が重要。支援でこじれると本人も保護者も支援をシャットダウンする方もいる。
- ・不登校で卒業すると次につなげられない。

⑦ 地域への発達障害と特性の理解の促進

- ・発達障害の方に何をどう伝えたらいいのかわかっていないこともある。
- ・見た目では本人のわかりにくさがわからない、個人差が大きすぎる。
- ・知的に高く、大学出ていてもこんなことがわからないの？というアンバランスな人の暮らしにくさへの理解。
- ・支援者も地域も家族も障害特性の理解をして、本人に合った支援を。
- ・本人のトリセツ「サポートブック」の活用が下火
- ・発達障害の人は相談員に合わせるのも苦手。正直に言う。「あなたのことを聞かせてください」というスタンスで。本人のつながりが弱く、家族も同様で、支援が切れやすい。
- ・支援困難の背景には必ず理由があることの理解。

⑥ 支援者支援

- ・接し方に自信がないので、事例を通して支援方法を深めたい。
- ・子どもの時の支援を大切にしたい。
- ・支援者への基本的な部分での支援の必要性。
- ・発達障害の理解や周知は継続して。
- ・困ったらここに相談してという場所（支援機関も）
- ・県発達の役割として、発達障害者の方に支援するときの基本的なマナーを支援者の中で作ること

⑧ ライフステージにわたって途切れない支援とチーム作り

- ・ひきこもり支援の対象者に発達障害の方が何割かおられる。
- ・社会の中で生きづらさを感じながら、いくつものトラブルを起こしてきた70歳代の高齢者が、高齢者施設からの相談で発達障害の診断に至ったケースがあった。
- ・今まで生きてくる中でいくつもの節目があっただろうが、つながらず、支援チームが形成されないままになってしまう。
- ・人生のステージが変わるときは重要なタイミング。
- ・計画相談の担当者だけでは抱えきれない課題が存在し、チーム支援が求められる。

令和4年度 草津市障害者孤立化防止事業の報告

1. 事業の目的

障害者とその家族が地域で孤立することなく生活を送っていくため、孤立を防止する活動を行うとともに、地域で障害や障害者についての理解を促進することを目的とする。

2. 事業の内容

- (1) 孤立が懸念される障害者世帯の訪問活動
- (2) 障害者を養護する者が気軽に参加し、懇談できるサロンの開催
- (3) 支援者・各支援主体等への啓発活動およびネットワークづくりの検討

3. 事業参加団体

- ・特定非営利活動法人草津手をつなぐ育成会
- ・草津市肢体不自由児者父母の会
- ・草津市精神障害者家族会ひまわりの会
- ・草津市民生委員児童委員協議会
- ・草津市社会福祉協議会
- ・草津市健康福祉部障害福祉課
- ・特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会（事務局団体）

4. 活動内容

(1) 訪問活動

訪問対象者については、これまで継続して訪問している世帯との関係性も深まっており、養護者の高齢による健康問題や生活環境の変化が懸念されるため引き続き対象者とした。家族会で連絡が取りあえる方については対象外とし、連絡が取れない方は委託相談で対応することとした。

これにより、今年度は19世帯が対象者となった。なお、対象者リストの管理は事務局が行い、必要に応じて本人の確認の取れた方のみ関係機関と情報共有を行った。

訪問担当者については令和3年度の活動実績やこれまでの関係性等を踏まえ、それぞれのケースに合わせて選定した。

【訪問活動の評価】

今年度は訪問活動を始める前の研修として「訪問活動の意義と面接の基本」と題して立命館大学産業社会学部教授・田村和宏氏に講話をしていただいた。訪問活動のポイントとして「どこかにつながる」「解決させる」を前提にするのではなく、あくまでも「様子を知る」「思いを伺う」訪問であることや本人からの発信がない場合「蜘蛛の糸」でつながっていることをふまえないといけないこと、本人の見方や考え方を共有し、思いを受け止め、答えを急かさない、本人の心が動いて一歩前へ出て、初めて変わるなど、この訪問活動の意義と基本を立ち返ることができた。

訪問を継続していく中で、信頼関係が構築されてきている。活動後の訪問員会議では、対象者の現状把握と情報共有し、次年度に向けた訪問方法や改善点等を話し合った。

まずは、地域から気になる世帯を受け止めていくことでニーズを把握し、いかに繋がりを取得して日常的に話せる関係性をつくれるかということが今後の目標である。

(2) サロン活動

令和3年度は、懇談の場、居場所の提供と気軽に相談できる場として「つながりサロン」「ふくふくサロン」との同時開催としていたが、今年度は、気軽に相談できる場所として、まずは、事務局と市、新たに基幹相談支援コーディネーターが受け止め、そこからどう対応していくかは本人の意向をもとに判断していく「ふくふく相談会」を新たに設け、ふくふくサロンとの同時開催とした。

例年同時開催をしていた「つながりサロン」は2月に家族会と事務局が中心となって実施した。

◆ つながりサロン

【趣旨】地域に根差したサロンの下地づくりとして、障がいのある方またはそのご家族が気軽に集える場を提供し、互いに交流を深めることにより、障がい者またはご家族の貧困・孤立・孤独を防止する。

【対象者】障がいのある方またはそのご家族、障がいの有無に関係なく関心のある方

【開催時間】10:00～12:00

◆ ふくふくサロン

【趣旨】各支援主体や関係機関を交えた座談会を開催し、情報共有や支援者等への啓発およびネットワークづくりをする。また、地域の理解者を増やし、民生委員や思いのあるボランティア等の育成を目指す。

【対象者】家族会、民生委員、地域包括支援センターおよび障害福祉に関心のある方

【開催時間】10:30～12:00

① 第1回

日 時 令和4年6月29日(水)

場 所 志津まちづくりセンター

参加者 ふくふくサロン:33名、ふくふく相談会:5名 計38名

② 第2回

日 時 令和4年7月28日(木)

場 所 草津市総合交流センター(キラリエ草津)

参加者 ふくふくサロン:24名、ふくふく相談会:3名 計27名

③ 第3回

日 時 令和4年9月28日(水)

場 所 フェリエ南草津

参加者 ふくふくサロン:30名、ふくふく相談会:3名 計33名

④ 第4回

日 時 令和4年10月27日(木)

場 所 常盤まちづくりセンター

参加者 ふくふくサロン:32名、ふくふく相談会:2名 計34名

⑤ つながりサロン

日 時 令和5年2月15日(水)

場 所 草津市立障害者福祉センター

参加者 23名

【サロン活動の評価】

今年度はふくふく相談会をふくふくサロンと同時で開催した。市の職員や基幹相談支援コーディネーターが来場者の悩みや相談を聞き、それに応じた情報提供や具体的な提案をすることができた。

つながりサロンは、今年度は家族会と事務局が中心となって2月に実施した。同じ立場で悩みや相談を聞いてもらえることで、参加者からは「話を親身に聞いてもらえてとても良かった」等、喜びの声が聞かれた。

ふくふくサロンでは、昨年度より民生委員に加え、地域包括支援センターや関心のある方、福祉事業所からの申し込みによる参加があった。様々な立場の方に来場いただけたと思う。各会場ともテーブルごとに集まった方たちが、それぞれの立場で思いや現状を話し合うことにより、情報共有や相互理解のきっかけとなる有意義な場となったことが窺える。

来年度に向けて、ふくふくサロンの意味や目的、またそれに伴った周知の方法なども検討しながら、サロンの在り方などをもう一度振り返って、それぞれのサロンで相乗的な効果が期待できると思われる。

【総括】

孤立化防止事業としては、訪問活動とサロン活動の大きな2つ柱で活動しており、訪問活動やサロン活動が安定していくにつれて、少しずつ認知度も高まってきた。

また、定期的な検討会を実施し、訪問活動では訪問員会議を実施して情報の整理を行った。今後、地域で気になる方をどういう形で吸い上げていけるかが課題である。

しかしながら、全国的にモデルとなる実践例を掌握できておらず、試行的な取り組みを積み重ねているところもある。

次年度においては、孤立が懸念される障害者世帯の訪問活動と、障害者とその家族の孤立の実態や課題について情報共有を行うサロン、家族会が中心となって当事者同士で話をするサロンを今後も続け、この事業を有意義な事業としていきたい。

R 4 年 度 草 津 市 自 立 支 援 協 議 会 部 会 ・ プ ロ ジ ェ ク ト 活 動 報 告

部会・PJ名		相談支援部会	報告者	大地 小林
部会長		小林氏（大地）		
副部会長		中原氏（わかたけ）、藤澤氏（ほっとココ）		
参加機関 ・ 委 員		おひさまハウス、クロスロード、草津市発達支援センター、ディフェンス、わかたけ、風、アザレア、はたらこっと、大地、歩歩、ほえーる、ぽアソ、栄寛、ほっとココ、障害福祉課、基幹コーディネーター		
事務局		草津市立障害者福祉センター		
活 動 報 告				
R3 年度のねらい		●利用者の思いに添った質の高いサービス等利用計画書の作成を目指し、研鑽する ●他機関との連携や相互協力が活発に行えるように情報共有をする ●地域課題の共有と検討		
回数	開催日時	概 要		参加数
第 1 回	令和 4 年 4 月 27 日 13 時 30 分 ～ 14 時 30 分	【テーマ】意見交換・事例検討 【会 場】草津市立障害者福祉センター 【内 容】○今年度の部会の進め方についての確認 ○計画相談の実態 (報酬で請求できない支援についてなど、各相談員の業務の実態を報告) ○事例検討：事例について 2 グループに分かれての意見交換		機関数 11 人数 13 名
第 2 回	令和 4 年 5 月 19 日 13 時 30 分 ～ 15 時 30 分	【テーマ】介護保険と障害福祉の連携 【会 場】草津市立障害者福祉センター 【内 容】事例報告を踏まえて下記の事項等について検討した ・障害特性に応じた支援とは何か ・介護保険へ移行した際、通院介助等、障害サービスとの違い ・加齢に伴う身体機能低下のアセスメント ⇒解決に向けてワーキングチーム等を設けて検討するか方向性を考える ※基幹でのまとめを行った。		機関数 6 人数 12 名
第 3 回	令和 4 年 7 月 21 日 13 時 30 分 ～ 15 時 00 分	【テーマ】精神障害者の地域での暮らしの課題についての事例検討等 【会 場】草津市立障害者福祉センター 【内 容】○参加機関からの近況報告 ○新規事業所紹介、告知（居宅介護事業所「心のさと」） ○事例検討、意見交換（上記テーマについて） ⇒結果としては、課題の共有と社会資源の乏しさの再認識することになったが、今後、「障害のある人加齢変化を学ぶ」学習会の予定を告知した ○その他：去年度からの検討事項である「虐待」と「入浴」の件は引き続き テーマ設定をしてほしいという意見があった		機関数 11 人数 14 名

第4回	令和4年 9月22日 13時30分 ～ 15時30分	【テーマ】<u>障害者虐待の防止</u> 【会場】草津市障害者福祉センター 【内容】特定非営利活動法人あさがおの井関氏に虐待防止法以前の状況から法律ができるまでの経緯を説明していただき、法律の目的を共有。明らかな虐待だけでなく、虐待につながっていく可能性のある不適切支援とは何か、気になることがあればまず当事者の居住地の虐待防止センターに相談することの重要性を確認した。	機関数 9 人数 14人
第5回	令和4年 11月17日 13時30分 ～ 15時30分	【テーマ】<u>相談支援と教育機関との連携</u> 【会場】草津市障害者福祉センター 【内容】おひさまはうす中村相談員より事例をまじえて、相談員としてのかわり方や、<u>当事者や家族の思いを実現していくための支援機関（教育分野と福祉分野等）の調整等の実践から支援者の視点を共有した。</u>	機関数 9 人数 14名
第6回	令和5年 1月19日 13時30分 ～ 15時30分	【テーマ】<u>草津市要援護者の個別避難計画について</u> 【会場】草津市障害者福祉センター 【内容】草津市総合政策部 危機管理課 橋本氏・川元氏より災害対策基本法に基づく個別避難計画の策定について説明を受ける。ハザードマップなどから土砂災害の危険区域で生活している障害者で計画策定に同意された方から複数年で順次計画を立てていく予定。障害分野では相談支援専門員に協力依頼があった。<u>対象地域以外の障害児者の計画についてはその都度情報提供を行う。個別避難計画作成のために地域の人との協力体制や日頃からの地域とのつながりをどのように作り上げていくか議論をした。</u>	機関数 10 人数 14名
第7回	令和5年 3月16日 13時30分 ～ 15時30分	【テーマ】<u>介護保険制度と障害福祉制度の関係再考</u> ～障害者本人の自己決定を支援するために～ 【会場】草津市障害者福祉センター 【内容】佛教大学社会福祉学部社会福祉学科 孔栄鐘氏より講演。 現行の制度が国のどのような政策のもとで作られたのかを知り、支援者として「制度として決まっているから」ではなく、なぜそのような制度になっているのか疑問を持ってとらえていくこと、制度上の課題は国に対して要望をあげていくこと、現状の中では制度がこうだからではなく、<u>当事者が生活生活の中でどのように困っているのか、そのためにはどんな支援が必要なのかを支援者として見極めていかなければならないことを共有した。</u>	機関数 10 人数 15名

令和 4 年度

部会・PJ名	子ども支援部会 (障害児相談支援体制検討プロジェクト)		報告者	倉田
PJリーダー	園田氏(草津市心身障害児者連絡協議会)			
副リーダー	中村氏(おひさまはうす)			
参加機関	(コアメンバー) 障害者福祉センター、おひさまはうす、障害福祉課、発達支援センター			
事務局	障害者福祉センター、発達支援センター			
活動報告				
R4年度のねらい	・草津市相談支援体制検討プロジェクト(令和4年度報告)において、別途協議を行うこととした、児童の相談支援体制の現状、課題、今後の対応について協議 ・プロジェクトによる検討を開始する前に事務局が児童の相談状況を共通理解するためコアメンバーによる会議を実施し、検討の論点整理を行う。			
回数	開催日時	概要(コア会議)		参加数
第1回	8月31日 (10時～11時半)	【テーマ】プロジェクトの実施に向けて協議 【会場】おひさまはうす 【内容】リーダー、副リーダーの選定 児童の相談支援の特徴 プロジェクトのメンバー、内容		機関数4 人数6
第2回	10月20日 (9時半～11時半)	【テーマ】発達支援センターの事業から児童の相談支援について共通理解する 【会場】障害者福祉センター 【内容】児童発達支援センター (児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援) 一般的相談(乳幼児期から成人期) 障害児通所支援の支給決定		機関数4 人数6
第3回	12月21日 9時半～	【テーマ】発達支援センターの事業から児童の相談支援について共通理解する 【会場】障害者福祉センター 【内容】発達支援センターの一般的な相談業務(就学前、学齢期)の体制、現状、課題等 ・今後、相談内容に応じた担当窓口の資料を作成し確認		機関数4 人数6

【令和4年度のまとめ】

- ・コアメンバーによる会議では、主に発達支援センターの相談支援の体制や課題等について共有し、相談業務の根拠法令(発達障害者支援法や障害者総合支援法)について確認した。
- ・児童の相談支援体制について、R2～R3年度に検討した障害者のプロジェクトと同様に、障害福祉における3層構造の視点で協議することも良いのではないかな。
- ・学齢期は、学校の特別支援教育にかかる発達支援センターの相談状況や課題を教育委員会とも共有することが必要である。
- ・ライフステージに応じて子どもの所属や相談機関が変わることもあるので、支援機関がどこにつながると良いか共通理解できると良い。

医療的ケア児支援にかかる実務者会議

【開催日時】 1月25日 13時半～15時（発達支援センター）

【参加機関】 訪問看護ステーションちょこれーと、児童発達支援事業所おひさまはうす、子育て相談センター、障害者福祉センター（基幹相談支援コーディネーター）、発達支援センター

【内容】

- ・医療的ケア児等コーディネーターの活動報告
- ・児童発達支援へのつながりや、障害福祉サービスの利用について

草津市放課後等デイサービス連絡会

市内事業所の横のつながりを深め、質の高いサービス提供を進めるため交流会と研修会を実施

情報交換交流会	日ごろの運営や制度対応等について意見交換を行った。 【主な内容】 ・長期休暇中の活動内容、大雨の時の送迎対応、保育所や学校等の関係機関との連携について	4/21、6/9、 7/12、9/15、 11/18、 1/22、3/14
研修検討会議	研修会の企画や実施について協議 【主な内容】 ・年2回の研修会の企画、実施後の意見交換を行った。 ・研修会では、①平日や長期休暇の取り組み、②性教育、思春期の過ごし方、③学校や児童発達支援等との連携をテーマにグループワーク形式で研修を実施	会議 5/20、7/12、 10/11 研 修 会 6/24、9/20

7/12は2つの会議を合同で実施。

事業所説明会	市民を対象に制度説明や事業所とサービス内容について質疑応答の機会を設け、サービスにかかる情報提供の機会とする。	10/3 47名の保護者が参加
--------	---	--------------------

1 草津市障害福祉予算概要等について

令和5年度 草津市障害福祉課 当初予算一覧表 (単位:千円)

NO	事業名	当初予算額（千円）		差額	増加率（％）	事業内容（令和5年度）
		令和5年度	令和4年度			
1	補装具給付費	40,509	40,223	286	100.71	補装具の購入、修理、貸与
2	訪問系介護給付費	577,437	467,079	110,358	123.63	居宅介護費、重度訪問介護費、行動援護費、サービス等利用計画費、同行援護費、地域移行支援費、地域定着支援費、自立生活援助費
3	短期入所費	31,842	69,791	-37,949	45.62	短期入所利用等
4	共同生活援助費	307,086	232,517	74,569	132.07	共同生活援助費、特定障害者特別給付費（家賃補助）、強度行動障害者GH運営支援費、医療的ケアGH運営支援費
5	援護施設費	1,805,124	1,609,795	195,329	112.13	生活介護費、施設入所支援費、自立訓練費（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）、就労移行支援費 就労定着支援費、就労継続支援費（A型・B型）、障害者施設家賃補助金、障害者自立支援事業所運営費補助金（強度行動障害加算・重症心身障害児者送迎加算等）、療養介護費、人材育成研修受講支援補助金
6	自立支援医療費	154,847	152,935	1,912	101.25	更生医療費、育成医療費、療養介護医療費
7	相談支援費	72,141	28,637	43,504	251.92	（新）基幹相談支援センター運営費 相談支援機能強化費（認定調査員人件費等）、成年後見利用促進支援費、障害支援区分認定事務費 障害者虐待防止対策支援費、指定特定相談支援体制強化費（指定特定相談支援等体制強化費補助金等）
8	コミュニケーション支援費	10,743	10,223	520	105.09	手話通訳登録者派遣事業、要約筆記登録者派遣事業、手話奉仕員養成講座等、手話通訳員配置費（専任手話通訳者人件費等）

令和5年度 草津市障害福祉課 当初予算一覧表

(単位:千円)

NO	事業名	当初予算額（千円）		差額	増加率 （％）	事業内容（令和５年度）
		令和５年度	令和４年度			
9	日常生活用具給付費	34,259	34,287	-28	99.92	日常生活用具の購入、貸与
10	移動支援費	0	63,775	-63,775	0.00	移動支援事業 ※令和５年度分は、地域生活支援費へ予算移行
11	地域活動支援センター費	91,421	147,091	-55,670	62.15	障害者福祉センター管理運営事業、湖南地域地域活動支援センター事業 ※令和５年度分は、一部の事業を相談支援費へ予算移行
12	地域生活支援費	141,121	70,151	70,970	201.17	訪問入浴サービス事業、福祉機器リサイクル事業、日中一時支援事業、障害者スポーツ大会開催費、自動車操作訓練費助成金、自動車改造費補助金（本人運転）、精神障害者啓発事業、重度障害者等就労支援費、移動支援費
13	在宅福祉サービス事業費	66,976	58,868	8,108	113.77	特別障害者手当等給付費、障害者紙おむつ助成費、緊急通報システム支援費
14	社会参加促進事業費	18,782	18,771	11	100.06	自動車燃料・福祉タクシー運賃助成事業、自動車改造支援費、点字新聞購読費助成費、精神障害者支援施設等通所者交通費補助金、精神障害者就業促進事業
15	地域サポート促進事業費	16,579	16,585	-6	99.96	施設整備費補助金、各種団体活動費補助金、障害者相談員活動事業、滋賀型地域活動支援センター運営事業費補助金、社会的事業所運営費補助金、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業
16	在宅重度障害者支援事業費	14,607	6,092	8,515	239.77	在宅重度障害者住宅改造費補助金、重症心身障害者通所施設運営補助金（たいよう・かなえ）、重度障害児者訪問看護利用助成事業、２４時間セーフティネット事業、医療的ケア児保護者支援事業
17	障害者福祉推進事業費	32,790	30,896	1,894	106.13	（新）第３次障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画策定費 障害者生活支援システム運用費、障害福祉推進事務費（窓口業務職員等人件費等）、障害者差別解消法関連事業、災害時要援護者事業、農福連携事業、障害者就労促進事業、孤立化防止対策事業
18	高額障害福祉サービス等給付費	1,290	1,773	-483	72.76	高額障害福祉サービス等給付事業、介護保険サービス移行者給付事業
合計		3,417,554	3,059,489	358,065	111.70	

令和５年度 草津市障害福祉の主な事業計画について

（１）基幹相談支援センター事業

草津市では相談支援体制の充実・強化を図るために、令和５年度から基幹相談支援センターを草津市障害者福祉センター（ふくふくセンター）に設置しました。

（２）第３次草津市障害者計画・第７期草津市障害福祉計画・第３期草津市障害児福祉計画策定事業

現計画の計画期間が令和５年度までとしていることから、昨年度に実施した障害者等実態調査の基礎資料や、各障害者団体等へのヒアリング調査、現計画の分析および課題整理などを行い、本市にふさわしい障害者施策のあり方を検討して次期計画を策定します。策定について御協力をお願いします。

【スケジュール】

令和５年	５月下旬～８月上旬	各障害者団体等へのヒアリング調査等
	７月中旬～１１月下旬	草津市障害者施策推進審議会
令和６年	１２月下旬～１月下旬	パブリックコメントの実施
	３月下旬	計画策定

（３）地域生活支援拠点等整備事業

湖南地域障害児・者サービス調整会議にある地域生活支援拠点等の整備に係るプロジェクト会議において、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能のうち、①相談、および③緊急時の受け入れ・対応の機能整備に向けた検討を引き続き行います。

【市の成果目標】

障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり（面的整備型）

- ①当市の地域生活支援拠点に必要な機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されるよう面的整備型にて地域生活支援拠点を整備します。
- ②地域生活支援拠点の必要な機能については湖南福祉圏域をはじめ、草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通じて障害のある人のニーズを総合的に捉え、機能強化を図ります。

（４）孤立化防止事業

障害者とその家族が地域で孤立することなく生活を送っていくため、孤立を防止する活動を行うとともに、地域で障害や障害者についての理解を促進できるように引き続き事業を継続していきます。

令和 5 年度 草津市基幹相談支援センターの運営について

1. 運営体制について

令和 5 年 4 月から専任職員 2 名の配置となり、「草津市基幹相談支援センター」として体制を拡充しました。

2. 基幹相談支援センター事業（継続拡充）

- (1) 総合的・専門的な相談の実施
- (2) 地域相談支援体制の強化の取り組みに関する
- (3) 自立支援協議会の運営管理に関すること
- (4) 社会資源活用資源医関すること
- (5) 権利擁護・虐待防止に関すること
- (6) 地域移行・地域定着の促進の取り組みに関すること
- (7) 地域生活支援拠点に関すること

3. 令和 5 年度の重点事項（自立支援協議会に関すること）

(1) 相談支援事業所の機能強化と拡充

「草津市の基幹的な相談事業所として、総合的かつ専門的な相談を行うとともに、事業所間の連携を強化し、相談支援体制の拡充を目指します。」

- ①相談支援事業所の管理者会議（懇談会）を設定し、草津市の相談支援体制の充実に向けて協議します。
- ②相談支援専門員の活動から見える事例等を相談部支援部会で検証し、定例会において共通課題や解決策を提起します。
- ③相談支援事業所の運営状況や困難事例等の対応などを把握するため、合同訪問を実施します。（基幹と委託相談、行政）
- ④新規相談支援事業所に対して、事業所の運営方法のノウハウや新任相談員や実地研修の支援を行います。
- ⑤相談支援事業の従事者に援助技術の向上や社会資源の整備などに関する専門研修を実施します。（年間 2 回実施予定）

(2) 草津市の地域生活支援拠点整備に向けた取り組み

拠点整備事業の担い手となるべき事業所へ訪問し、緊急時対応等の取り組みや事業所間の連携状況などを把握します。（基幹と行政との合同訪問）

4. 専門的な相談支援機能に関する具体的な取り組み

- (1) 養護学校等の卒業予定児童の進路動向を把握し、計画相談事業所への移行を支援します。
- (2) 地域移行支援・地域定着支援対象者の相談事業所への移行をサポートします。
- (3) 困難ケース、緊急ケースに対して、市役所等と連携して初期対応を行い、一般相談および計画相談事業所への移行をサポートします。
- (4) 虐待事例のフォローとして、当事者に対して、相談支援やサービス利用等の支援を行うとともに、養護者等への面談などの支援を行います。また、市と共同で虐待防止研修を実施します。
- (5) セルフプランの人には、一般相談と連携して、計画相談導入への支援を行います。また、障害当事者の必要に応じてセルフプラン作成の支援を行います。

令和 5 年度 草津市障害者自立支援協議会 (案)

相談支援部会

- ・ケースの検討
- ・情報の共有、課題協議・検討 (回数) 年 6 回

子ども支援部会

- ・情報共有・ネットワーク
- ・子ども支援部会が掌握するプロジェクトや会議の報告・検討 (回数) 年 2 回

○草津市障害児相談支援体制検討プロジェクト

(目的) 児童の相談体制の現状と課題、望ましい体制の提案
(回数) 年 3 回 (コア会議 1 回・プロジェクト 2 回)

○医療的ケアの会議

(目的) 医療的ケア児の在宅支援の現状と課題の検討
(回数) ①医療的ケア児支援のための協議・・・年 2 回
②実務者会議・・・年 1 回

○放課後等デイサービス連絡会

(目的) 放課後等デイサービス事業所の情報共有と課題解決のための協議
(回数) ①情報交換交流会・・・年 6 回
②研修会及びその準備・・・年 2 回の研修会の実施

○障害福祉の課題別懇談会等

支援対象は幅広い。それぞれの分野で課題が存在する。そういう課題や現状を把握して、必要に応じ継続的な検討の場に移行を行う。

- ① 重度心身障害児者の現状と課題を考える懇談会 (入浴支援の実態調査等)
- ② 発達障害を有する人の支援者懇談会 (R 4 年度に引き続き)
- ③ 強度行動障害を呈する人の支援者懇談会 (R 4 年度に引き続き)
- ④ 障害者の住まいの場の拡充のための懇談会 (新: GH や一人暮らしの現状)
- ⑤ 当事者及び家族の会等への訪問・現状の課題共有 (新) 等

協議会へ: 実態の共有・見える化・改善に向けた取組へ

日頃の相談やサービス提供・ケース会議・相談・訪問活動

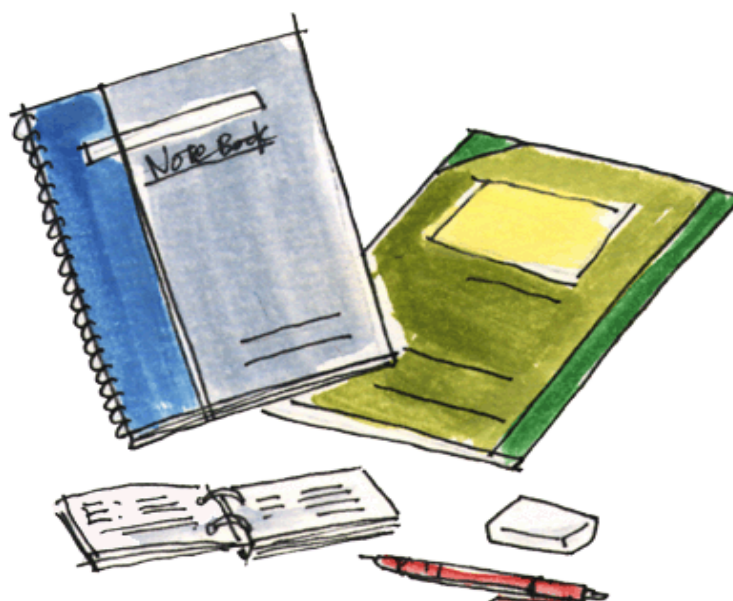
※草津市障害児者自立支援協議会 全体会議・定例会議・研修会の日程

時間：9：30～11：30

場所：草津市役所 2 階特大会議室（全体会議）

草津市役所 8 階大会議室（定例会議・研修会）

会議	開催月日	主な内容案
全体会議	6 月 2 日（金）	・ 令和 4 年度事業報告と令和 5 度事業計画
定例会議	7 月 20 日（木）	・ 施策動向：にも包括、重層的支援 （連携強化・新しいセーフティーネット） ・ 部会等の活動報告、情報提供
定例会議	9 月 21 日（木）	・ 障害福祉計画について （みんなで作る計画へ） ・ 自立支援協議会が関係部署に聞き取りを行ったまとめを 報告（聞き取りは 7 月頃に予定） ・ 部会等の活動報告、情報提供
定例会議	11 月 20 日（月）	・ 事例対応と課題解決 （相談事業から見えてくる課題） ・ 部会等の活動報告、情報提供
研修会	1 月 18 日（木）	・ 障害のある人の住まいを考えるパネルディスカッション （GH の拡充、一人暮らしを支える）
定例会議	3 月 21 日（木）	・ 草津市の拠点事業整備に向けて その 2 （令和 4 年度からの継続テーマ） ・ 部会等の活動報告、情報提供



※令和5年度 相談支援部会の日程

・時間：13:30-15:30 ・場所：草津市立障害者福祉センター

	開催日	内 容
1	6月21日（水）	令和5年度の相談支援部会の進め方について ① 各事業所の活動状況 ② 相談事例検討（毎回、輪番） ③ 課題テーマ設定による情報共有・意見交換
2	7月26日（水）	・各事業所の活動状況 ・相談事例検討（毎回、輪番） ・テーマ設定による情報共有・意見交換 案）草津市の新規事業やサービス提供事業所の状況
3	8月23日（水）	・各事業所の活動状況 ・相談事例検討（＊11月定例会発表を意識して） ・テーマ設定による情報共有・意見交換 案）障害者計画に向けて「相談員の意見は？」
4	10月18日（水）	・各事業所の活動状況 ・11月定例会発表について
5	12月20日（水）	・各事業所の活動状況 ・相談事例検討 ・テーマ設定による情報共有・意見交換 案）地域生活を考える（GH利用、一人暮らしの支援）
6	2月21日（水）	・各事業所の活動状況 ・相談事例検討 ・テーマ設定による情報共有・意見交換 案）地域生活拠点事業整備「相談員の意見は？」
<備考> ・毎回の部会で各相談事業所の活動状況や困難ケースなどの対応事例などの情報を共有していきます。（相談事業所に事前に資料提供をお願いします。） ・毎回のテーマ設定は、（案）としての提示です。→ホットな話題、直面する課題など、相談員の視点で話合います。		

令和5年度
子ども支援部会

協議内容	障害のある子どもの支援にかかる現状や課題を把握、協議 下記3つの会議から現状や課題を把握する。
参加機関	下記3つの会議の参加機関から構成
開催時期	①8月末、②11月末

会議の名称	障害児相談支援体制検討プロジェクト
協議内容	障害のある子どもの相談支援体制の課題や対応について
参加機関	子どもの相談支援を行う市関係課、相談支援事業所
開催時期	①8月、②11月

会議の名称	医療的ケアの会議（①医療的ケア児支援のための協議の場、②実務者会議）
協議内容	①保護者向けの支援情報ガイドブックの作成、②テーマを検討中
参加機関	【①協議の場】小児保健医療センター、訪問看護ステーション、保健所、草津養護学校、基幹相談支援コーディネーター、放課後等デイサービス、子育て相談センター、幼児課、障害福祉課、発達支援センター 【②実務者会議】テーマに応じて機関に依頼
開催時期	①7月末、9月末、②検討中

会議の名称	放課後等デイサービス連絡会（①情報交換交流会、②研修検討会議）
協議内容	①日ごろの事業所の運営や支援について意見交換、②研修の企画、実施
参加機関	市内放課後等デイサービス事業所
開催時期	①4/21、6/1、9/15、他調整中 ②5/19、6/27（研修会）、7/14、9/22（研修会）、他調整中

草津市重層的支援体制整備事業について

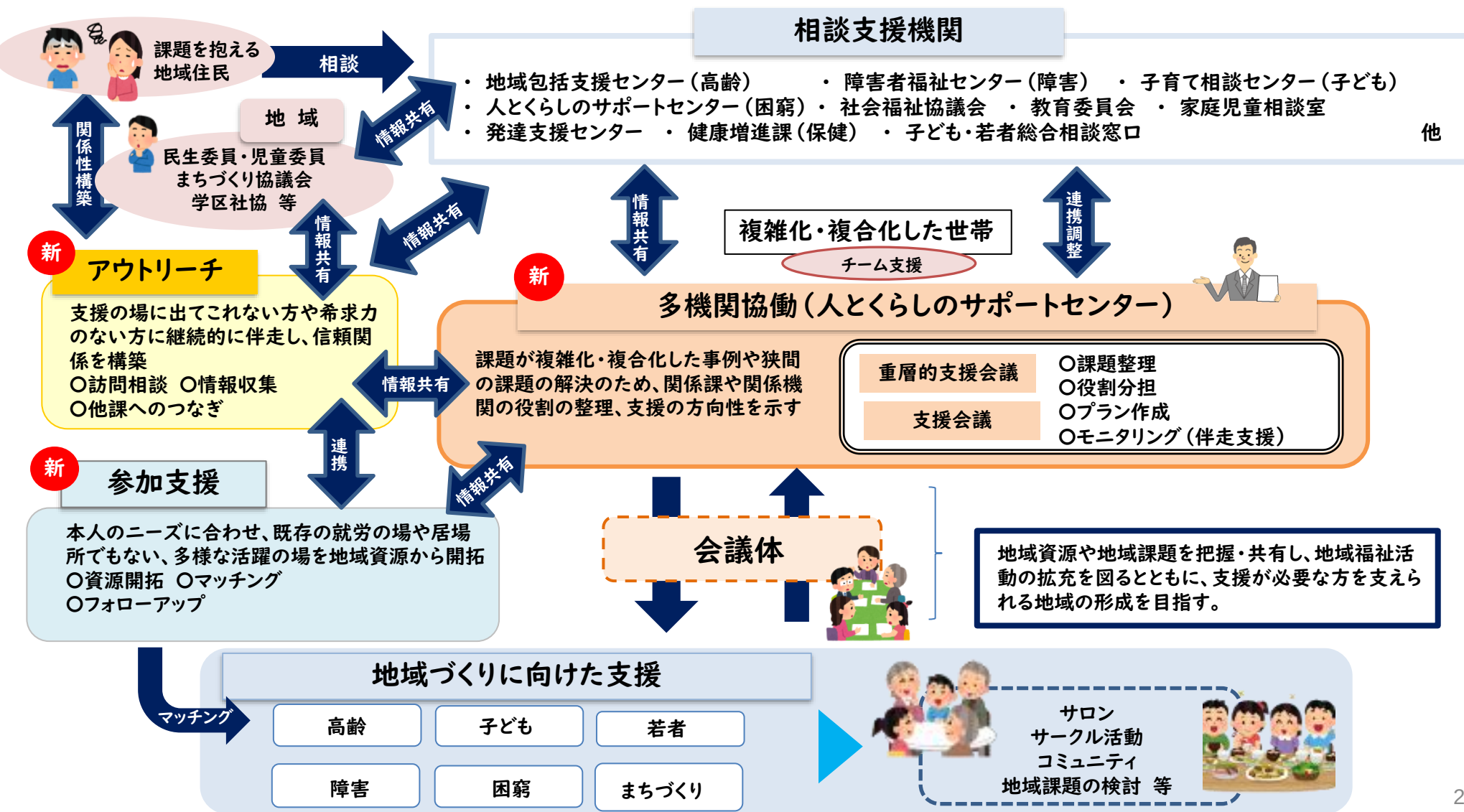
<担当者>

人とからしのサポートセンター 地域保健係
077-561-6865（内線2445～2449）

安土（社会福祉士）、黒川（保健師）、小川

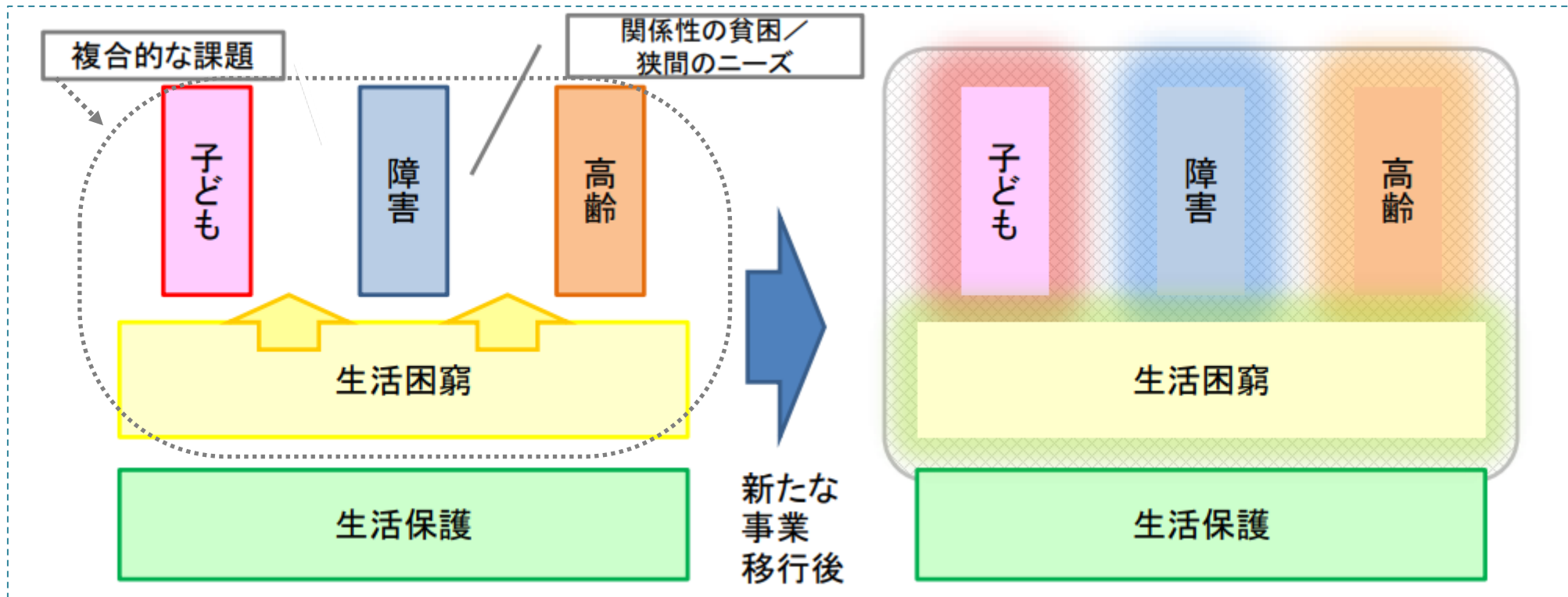
草津市重層的支援体制整備事業（イメージ図）

複雑化・複合化したケースに対し、多機関協働（人とからしのサポートセンター）が旗振り役（総合調整役）となり関係課、関係機関で支援チームを構成し、それぞれの役割分担や支援の方向性を検討して支援を行う。また、長期的な寄り添いによる自ら支援につながる人が関係性の構築（アウトリーチ）や就労まで行けない方のニーズに合わせた社会参加の場の拡充を一体的に実施する。



重層的支援体制整備事業の意義 ～なにが変わるのか～

なにかが大きく変わるわけではありません。
既存の支援関係機関を活かしながら重層的支援体制整備事業を活用することにより、継続的な伴走支援に必要な「多機関協働」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化したいと考えています。



多機関協働の実施・継続により、各分野・専門職の対応力が高まり、それぞれの守備範囲が拡大していく

- 誰しものが落ちてしまわない受け皿を作ります
- 支援関係機関同士の連携を円滑にします
- 出口支援を増やします
- 包括的な体制整備のしくみへつなげます

会議について

◆ 世帯支援において、情報の連携先にとどまらず相談支援部署として継続した介入や役割分担を担うことが想定される所属の所属長を「人とからのサポートセンター参事」として兼務配置しています。

◆ 同所属からは、連携推進員を1～2名ずつ選出いただいております。自所属が抱えている複雑化・複合化している課題がある世帯の支援について、支援の方向性の整理や役割分担等の支援者間の調整を要する場合、積極的にコーディネーターへ協議を行い、コーディネート会議の開催や社会資源の検討に協力いただきます。

【健康福祉部】 健康増進課、長寿いきがい課、障害福祉課、生活支援課

【子ども未来部】 子育て相談センター、家庭児童相談室、発達支援センター、子ども家庭・若者課

【その他】 男女共同参画センター、生活安心課（消費生活センター）、児童生徒支援課、教育研究所



<コーディネート会議>

- ・主催：人とからのサポートセンター 地域保健係（コーディネーター） ・メンバー：世帯員を支援する（今後の支援者）関係課・関係機関
- ・種類：本人同意がある場合は、「重層的支援会議」 本人同意がない場合は、「社会福祉法に基づく支援会議」

- 世帯に起きている課題と優先順位の共有 ○世帯に起きている課題に対する目標の決定
- 支援プラン策定、関係課・関係機関等の役割分担の決定 ○次回モニタリング会議の開催の有無と時期の決定 ○終結／中止の決定

<人とからのサポートセンター運営会議>

- ・主催：人とからのサポートセンター 地域保健係
- ・メンバー：検討課題・支援策に応じて、構成機関（関係課・関係機関）等を招集します
- ・頻度：令和5年度（定例） ① 4月26日（体制の説明） ② 7月21日（金）
（必要時） 随時

- 世帯のコーディネート支援を通じて必要な支援策（新規・拡充・見直し等）や新たな資源開発の必要性、連携体制等に関する協議
- 包括的支援体制の検証
- 草津市コーディネート会議等で蓄積された不足している制度・サービスといった社会資源の開発を検討

① 多機関協働事業

- 人づくりのサポートセンターのコーディネーター（社会福祉士、保健師）は、個別支援を持たず特定の分野に偏らない第三者として世帯支援の総合調整（コーディネート）を担うことにより、支援者支援を行います。
- 複合的な課題を抱えている世帯やはざまの課題がある世帯等の支援について、支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、コーディネート会議において、各支援機関の役割分担や支援の方向性等を含め議論・検討し支援プランを策定します。会議では、各支援機関が共に考え今より一歩踏み込む姿勢により合意形成を図りながら決定することを前提とし、コーディネーターが、役割分担・支援方針等の整理・調整を行います。

これまでの支援介入の有無にかかわらず、コーディネート会議への出席や
関係課・関係機関への聞き取りにご協力ください。

② 参加支援事業（6月開始）

社会参加の場の新規開拓・マッチング

地域での住民活動や地域事業者による地域活動など、多様な活躍の場を地域資源から開拓し、既存分野で支援できていない当事者につなげる事業を創設する。

③ アウトリーチ支援事業（8月開始予定）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（ひきこもり等の人に対するアウトリーチ支援）

支援の場に出てこれない方や希求力が低い方に対して、信頼関係が構築できるようアウトリーチ（訪宅や地域の居場所等への訪問）を通じて伴走型の支援をしていく。